

平成 27・28 事業年度
一般競争（指名競争）参加資格審査申請書
（建設工事）作成の手引き

本州四国連絡高速道路株式会社

目次

第 1	競争参加資格審査について	1
第 2	登録申請の手順	3
1.	登録申請前の確認	3
2.	申請書類の作成	5
3.	申請書類の提出、受付	5
4.	資格審査	8
5.	資格認定	10
6.	申請した事項の変更等の届出	11
第 3	会社・個人営業者の申請書及び作成の方法	13
1.	提出書類	13
2.	提出書類の様式及び記載要領	15
第 4	経常建設共同企業体の申請方法	28
1.	経常建設共同企業体の資格審査	28
2.	申請書類の提出方法	30
3.	提出書類	30
4.	記載要領	31
第 5	事業協同組合の申請方法	43
1.	事業協同組合の資格審査	43
2.	特例扱いを希望しない事業協同組合の申請方法等	43
3.	特例扱いを希望する事業協同組合の申請方法等	44
第 6	協業組合・企業組合の申請方法	59
1.	協業組合・企業組合の資格審査	59
2.	申請書類の提出方法	59
3.	提出書類	59
4.	記載要領	61
第 7	合併等により設立された会社	62
1.	合併等により設立された会社の資格審査	62
2.	提出書類	64
3.	記載要領	64
別表 1	希望工事種別と建設工事（許可）の種類対応表	69
別表 2	希望工事種別と工事の内容及び建設業法の建設工事（許可）の種類対応表	72

第1 競争参加資格審査について

有資格業者名簿への登録及びホームページ掲載

平成27・28年度において、本州四国連絡高速道路株式会社（以下「当社」という。）が発注する工事の競争入札に参加することを希望される方は、あらかじめ『平成27・28年度競争参加資格』の有資格者認定を受け、有資格業者名簿へ登録されていることが必要です。

(1) 登録までの流れ

① 申請

申請方法は、次の2つの方法があります。

- a) インターネット方式（定期受付のみ）
- b) 文書郵送方式（定期受付・随時受付）

なお、申請にあたっては、いずれかの方法によるものとしておりますので、重複申請の無いようご注意ください。

インターネット方式を推奨します

◇ メリット

- ・ インターネット一元受付に参加している各機関（国土交通省等計23機関）に対して、インターネットを利用し、原則としてひとつのデータで全ての機関に対する申請ができ、申請書を複数作成する必要がありません。
（インターネット方式以外の場合（文書郵送方式の場合）は、従来どおり各機関ごとに申請する必要がありますのでご注意ください。）
- ・ 申請にあたり、各機関の窓口に出向くことも、窓口でお待ち頂く必要もありません。
- ・ 申請用データ受付期間内（平成27年1月15日（木）まで）は、申請用データの確定前であれば、何度でも申請の取消し、再申請が可能です。

※詳しくは、国土交通省ホームページをご覧ください。

<http://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html>

- ② 当社において審査
- ③ 有資格者名簿へ登録
- ④ 有資格者公表名簿の当社ホームページ掲載

お知らせ

当社では、一般競争（指名競争）参加資格認定通知書（建設工事）を発行しません。認定結果及び認定内容については、平成27年4月1日以降に当社ホームページ（以下のアドレス）へ掲載される「工事有資格者公表名簿」にてご確認下さい。

OHPアドレス（資格審査 URL）

<http://www.jb-honshi.co.jp/keiyaku/shinsa.html>

第 2 登録申請の手順

1. 登録申請前の確認

(1) 申請書を提出できない方

次の欠格要件に該当する方は資格審査申請書を提出できません。

なお、建設業法第3条の規定に基づき許可を受けている場合でも、建設業法の建設工事の種類が当社の工事種別に対応していない方や当社の工事種別に対応した建設業法の建設工事の種類について経営事項審査を受けていない方は、その工事種別の登録を希望することはできませんので注意してください。

〈欠格要件〉

以下に掲げる項目に該当する者は、一般競争（指名競争）参加資格を有しないこととしています。

- ① 契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人。ただし、未成年者、被保佐人、被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）及び破産者で復権を得ない者
- ② 過去2年以内において次のイからチまでの一に該当したと認められる者
 - イ 契約の履行に当たり、故意に工事又は製造等を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ロ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者
 - ハ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ニ 監督又は検査の実施に当たり、当社の社員（以下「社員」という。）の職務の執行を妨げた者
 - ホ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - ヘ 当社に提出した書類に虚偽の記載をした者
 - ト その他当社に著しい損害を与えた者
 - チ イからトまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他これらに準ずる者として使用した者
- ③ 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者

- ⑤ 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類又はインターネット受付にかかる申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- ⑥ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可及び同法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていない者
- ⑦ 上記⑥の経営事項審査を受けているが、総合評定値通知書の雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」となっている者（ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該未加入の保険について「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証明する書類（保険料の領収証書の写し等）を併せて提出することにより申請可能）
- ⑧ 経常建設共同企業体で、その構成員に①から⑦までに該当する者を含む者

(2) 申請にあたって必要な経営事項審査について

当社の発注する工事を直接請け負おうとする建設業者は、少額の建設工事の場合等を除き、経営事項審査を受けることが義務づけられています。工事の請負契約を締結することができるのは、経営事項審査を受けた後その経営事項審査の申請の直前の営業年度終了の日（以下「審査基準日」という。）から1年7月間の「工事を請け負うことができる期間」が切れ目なく継続するよう、毎年定期的に経営事項審査を受けることが必要になります。

〈競争参加資格申請に必要な経営事項審査の条件〉

① 定期受付

次の2つの条件をいずれも満たすもの。

- a. 定期受付の申請書類の提出期間の終了日の1年7月前までの間の決算日を審査基準日とするものであって、かつ、申請をする日の直前に受けたもの（平成27・28年度定期受付の場合、平成25年6月30日以降を審査基準日とするもので、かつ、平成25年6月30日以降を審査基準日とする経営基準日とする経営事項審査の結果通知書が複数ある場合は、そのうち最新のもの）
- b. 総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていること。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後

に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証明する書類（保険料の領収証書の写し等）を併せて提出すること。

② 随時受付

次の2つの条件をいずれも満たすもの。

- a. 申請をする日の1年7月前までの間の決算日を審査基準日とするものであって、かつ、申請をする日の直前に受けたもの
- b. 総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていること。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証明する書類（保険料の領収証書の写し等）を併せて提出すること。

2. 申請書類の作成

※申請書類の記入方法、詳細については、第3を参照のこと。

(1) 作成が必要な主な申請書類について

○単体企業、個人	「第3 会社・個人営業者の申請書及び作成の方法」 (13ページ)参照
○経常建設共同企業体	「第4 経常建設共同企業体の申請方法」(28ページ) 参照
○事業協同組合	「第5 事業協同組合の申請方法」(43ページ)参照
○協業組合・企業組合	「第6 協業組合・企業組合の申請方法」(59ページ) 参照

(2) 提出部数

正1部

※申請書は、当社ホームページからダウンロードできます。

<http://www.jb-honshi.co.jp/keiyaku/shinsa.html>

3. 申請書類の提出、受付

登録を希望する業者は「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」を所定の様式に従い、提出しなければなりません。

資格審査は、2年に1回定期受付を行います。その後、新たに建設業を開始

した者等新規に当社が発注する工事の受注を希望する者に対しては、随時受付を行います。

(1) 申請方法

申請は、インターネット上で行う方式（インターネット方式）と紙の申請書類を提出する方式（文書郵送方式）があります。

◎定期受付（2年に1回実施）

① インターネット方式

インターネット方式については、国土交通省の工事競争参加資格審査申請書作成の手引き[インターネット編]をご確認ください。

国土交通省の「工事競争参加資格審査申請書作成の手引き [インターネット編]」は、国土交通省ホームページからダウンロードできます。

<http://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html>

② 文書郵送方式

文書郵送方式の受付期間・・・平成27年1月5日（月）～平成27年1月31日（土）

※平成27年1月31日（土）までの消印のあるものが有効となります。

提出（郵送）先

〒651-0088 おのえどおり
兵庫県神戸市中央区小野柄通4-1-22
本州四国連絡高速道路株式会社
経理部 会計契約課 27・28工事

TEL 078-291-1035（会計契約課直通）

FAX 078-291-0026

郵送方法

書留郵便

※普通郵便ではなく必ず書留郵便で送付して下さい。

※申請書類郵送の封筒の表・左下に朱書きで「資格審査申請書類在中」と明記。

注意事項・・・申請書類一式の写しを保管しておいて下さい。

◎随時受付（定期受付終了後（平成27年2月2日（月）以降）、随時実施）

定期受付の申請書類の提出期間の終了後、随時、申請書類の提出（郵送のみ）を受付けます。

資格の有効期間・・・資格の認定日（平成27年5月1日以降）～平成29年3月31日

提出先・・・前述 ◎定期受付②の **提出（郵送）先** に同じ

※ 合併、営業譲渡、会社分割、民事再生及び会社更生に伴う再申請等についても随時受付を行っておりますので上記の提出先までご相談下さい。

(会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者及び民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者等は、再審査の申請を行わないときは、競争参加資格が確認されない場合があります。)

提出部数

正 1 部

※提出書類は、定期受付と同一の書類となります。

※申請書はホームページからダウンロードできます。

<http://www.jb-honshi.co.jp/keiyaku/shinsa.html>

(2) 申請にあたっての注意事項

①重複申請の無いう、注意して下さい。

申請は、インターネット(定期受付時のみ)又は郵送のいずれか1つの方法により行って下さい。

重複申請があった場合には、インターネット方式が全てにおいて優先されます。

※当方で悪質な重複申請と判断した場合、資格認定を行わないことがあります。

②虚偽申請は資格取消の対象となります。

申請書類に虚偽の記載をしたり、又は重要な事実の記載をしなかった場合には、競争参加資格の認定が受けられず、また、認定後発覚した場合には、取り消される場合があります。

③一度申請した資格審査書類は、修正することはできません。

申請の際には、内容を十分に確認したうえで申請して下さい。

また、申請した後に、新しい審査基準日の総合評価値通知書の交付を受けても、申請書類の差替え、年間平均完成工事高の振分け直し等はありません。

④申請を取り下げた場合、同一有効期間内の再度の申請はできません。

申請書類を一度提出した場合、資格認定を受ける以前であっても、当該申請を取り下げた場合については、同様に当該有効期間内での再度の申請をすることは認められませんので、ご注意下さい。

なお、この資格認定の取り下げについては、申請者の方の自由です(事後に不利益を生じるようなことは一切ありません。)

4. 資格審査

資格審査申請書類が提出されると、これに基づいて資格審査が行われます。この資格審査の結果、資格を有すると認定された業者が「有資格業者名簿」に登録されることとなります。以下に資格審査の概要を説明します。

- ① まず、欠格要件(3ページ参照)に該当しないことを調査します。
- ② そのうえで、希望する工事種別ごとに客観的事項及び主観的事項の審査を行い、客観点数(経営事項評価点数)及び主観点数を算出します。
- ③ それらの点数を合算した総合点数に基づき、格付け(等級区分を設けている工事種別に限る)及び順位付けが行われます。

(1) 工事種別

平成27・28年度資格審査における具体の工事種別については別表1(69ページ)及び別表2(72ページ)のとおりです。

(2) 総合点数の算定方法

≪総合点数の算定方法≫

$$\text{総合点数} = \text{客観点数(経営事項評価点数)} + \text{主観点数}$$

(3) 客観点数(経営事項評価点数)の算定方法

次表の各審査項目のそれぞれの数値に基づき、一定の基準によりそれぞれの評点を算定し、次の算式により希望工事種別ごとに客観点数(経営事項評価点数)を算定します。

客観点数(経営事項評価点数)については、「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件」に準じて審査が行われます。

≪客観点数(経営事項評価点数)≫

$$= 0.25X1 + 0.15X2 + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W$$

X1 = 希望工事種別ごとの年間平均完成工事高の評点

X2 = 自己資本額及び利払前税引前償却前利益の評点

Y = 経営状況分析の評点

Z = 技術力の評点

W = その他の審査項目(社会性等)の評点

《 客観的事項の審査項目 》

区 分	審 査 項 目
(1)経営規模(X)	① 希望工事種別ごとの年間平均完成工事高 ② 自己資本額 ③ 利払前税引前償却前利益
(2)経営状況(Y)	① 純支払利息比率 ② 負債回転期間 ③ 売上高経常利益率 ④ 総資本売上総利益率 ⑤ 自己資本対固定資産比率 ⑥ 自己資本比率 ⑦ 営業キャッシュフロー(絶対額) ⑧ 利益剰余金(絶対額)
(3)技術力(Z)	① 技術職員数(技術者1人2業種まで) ② 年間平均元請完成工事高
(4)その他の審査項目 (社会性等)(W)	① 労働福祉の状況 ② 建設業の営業年数 ③ 防災活動への貢献の状況 ④ 法令遵守の状況 ⑤ 建設業の経理に関する状況 ⑥ 研究開発の状況 ⑦ 建設機械の保有状況 ⑧ 国際標準化機構が定めた規格による登録の状況

※ (2)に係る売上高は、兼業にかかる売上高を含みます。

※ 当社で定める上記客観点数(経営事項評価点数)は、26の工事種別(69ページ参照)ごとに算定しているのに対して、建設業法上の経営事項審査の総合評点は28の建設工事の種類ごとに算定しているため、客観点数(経営事項評価点数)と経営事項審査の総合評定値(P)に差が生じる場合があります。

(4) 主観点数の算定方法

平成26年10月1日（平成27・28年度における主観的事項の審査基準日）の前日までの4年間で当社発注において完成した希望工事種別ごとの工事成績等、及び平成26年10月1日の前日までの4年間で当社発注において完成した希望工事種別ごとの特別な工事（技術的難易度の高い工事）の成績に基づき算定します。

(5) 業者の格付け（ランク付け）

業者の順位付けは、客観点数（経営事項評価点数）と主観点数を合算した総合点数の多寡によって行われます。

次に有資格業者は、等級に区分されます。当社では、その発注工事の内容に応じて土木工事、鋼橋上部工工事、PC上部工工事等26種類の工事種別を定めています（69ページ参照）が、これらの工事種別のうち土木工事、鋼橋上部工工事、舗装工事の3工事種別については、最大で4つ（A、B、C、D）の等級区分を設定しています。

有資格業者は、等級区分が設けられている工事種別にあつては、いずれかの等級に属することになります。この業者に付与された等級を格付けといいます。

5. 資格認定

資格認定は、提出された資格審査申請書類を基に、それぞれの申請者についての資格認定の適否・格付け等の判断を行った後、資格を有すると認定された場合は、「有資格者名簿」に登録し、当社のホームページに掲載します。なお、有資格認定通知書は発行しませんので、認定結果及び認定内容については当社ホームページ（以下のアドレス）に掲載される「有資格者公表名簿」でご確認下さい。

公表の内容は、業者コード、商号又は名称、代表者名、住所、客観点数、主観点数、総合点数及び等級です。

当社ホームページアドレス（資格審査 URL）

<http://www.jb-honshi.co.jp/keiyaku/shinsa.html>

競争参加資格の有効期間（定期受付）：平成27年4月1日～平成29年3月31日

※定期受付は、平成27年4月1日以降にHP掲載（有資格者公表名簿）

競争参加資格の有効期間（随時受付）：平成27年5月1日以降～平成29年3月31日

なお、認定までには一定の期間を要します。直近の工事の入札に参加するために資格認定を受けようとする場合、資格審査申請書類提出のタイミングによっては、希望する入札に参加できない場合がありますので、この場合、資格審査申請書類提出にあわせて当社・会計契約課（078-291-1035）までご相談下さい。

6. 申請した事項の変更等の届出

申請書類の提出後、下記の変更等が生じた場合には、速やかに、「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書変更届（建設工事）」により、変更等の届出をして下さい。

(1) 申請者又は競争に参加する資格があると認定された方が次に該当した場合

- ① 死亡したとき
- ② 法人が合併により消滅したとき
- ③ 法人が破産により解散したとき
- ④ 法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき
- ⑤ 廃業したとき（一部廃業も含む。）
- ⑥ 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者になったとき
- ⑦ 建設業法第3条の規定による許可の全部又は一部を受けていない者になったとき

(2) 有資格業者が次の事項を変更したとき

《建設工事の場合》

	変更事項	添付書類
法人	本店住所	登記事項証明書の写し
	商号又は名称	登記事項証明書の写し
	本店電話番号、FAX番号及びメールアドレス	なし
	本店代表者の氏名及び役職	登記事項証明書の写し
	本店の建設業許可工事種別、許可の区分又は建設業許可番号	本店の建設業許可工事種別を証明するもの（※建設業許可関係の変更届出書の写し等）
	営業所の名称、郵便番号、住所、	【名称、住所を変更した場合】

	電話番号、FAX番号及び建設業許可工事種別	営業所の建設業許可工事種別を証明するもの（※建設業許可関係の変更届出書の写し等）
	営業所の新設	営業所の建設業許可工事種別を証明するもの（※建設業許可関係の変更届出書の写し等）
	営業所の閉鎖	なし
	業態調書（様式③）の記載内容	なし
個人	住所	住民票の写し
	氏名	戸籍謄本（又は抄本）の写し
	電話番号、FAX番号及びメールアドレス	なし
	建設業許可工事種別、許可の区分又は建設業許可番号	建設業許可工事種別を証明するもの（※建設業許可関係の変更届出書の写し等）
JV	代表会社の代表者名、住所、商号又は名称	登記事項証明書の写し
	電話番号及びFAX番号	なし
	業態調書（様式③）の記載内容	なし

※上記以外の事項については変更届を提出する必要はありません。

※添付書類のうち官公署が行った証明書類の写しについては、添付書類等提出日から3ヶ月前までのものを有効とします。

「変更届」の書式については、当社ホームページをご覧ください。

<http://www.jb-honshi.co.jp/keiyaku/shinsa.html>

第3 会社・個人営業者の申請書及び作成の方法

※申請にあたっては、必ず「第2 登録申請の手順」（3ページ～12ページ）を確認して下さい。

1. 提出書類

提出書類は、次のとおりです。様式が定められているものは、所定の様式で作成し、表の順序で、A4版紙ファイルに綴じて提出して下さい。

番号	申請書類名	様式番号
①	一般競争（指名競争）参加資格申請書（建設工事）	様式①－1 様式①－2
②	工事分割内訳表	様式②※必要な場合のみ
③	業態調書	様式③
④	営業所一覧表	様式④
⑤	総合評定値通知書（写し）	様式⑥※必要な場合のみ
⑥	納税証明書その3等（写し）	－
⑦	委任状（正）	※必要な場合のみ

※番号⑦は、行政書士等が代理申請をする場合に限り提出が必要になります。

《申請書類の綴じ方》

各申請者ごとに、必要とされる申請書類の番号（①、②、③……）の順に並べて、番号（①～⑦）に応じたインデックス（①～⑦）を貼り付け、市販の紙ファイル（A4版縦）に綴じ込んでください。

紙ファイルの表紙には次のように記載してください。

	平成 27 ・ 28 年度	一般競争（指名競争） 参加資格審査申請書 （建設工事）
	○ ○ ○ 株式会社	本店住所 兵庫県○○○○○ 商号又は名称 ○○○株式会社

様式1
09 商号又は名称
を記載してください

様式1
08 本社（店）住所
を記載してください

紙ファイルの色は特に指定してありません。

2. 提出書類の様式及び記載要領

(1) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）

[様式①－１]

この申請書は、本社（店）で作成して提出して下さい。従って、申請者は本店（本社）の代表者となります。印鑑は代表者の代表印のみを申請書に押印して下さい。

- ① 「01 1新規／2更新」欄については、初めて当社に申請する場合は「1新規」に○印を付し、現在又は以前に資格認定を受けている方が平成27・28年度の申請をする場合は、「2更新」○印を付してください。
- ② 「02 受付番号」欄には、記載不要です。
- ③ 「03 業者コード」欄には、①で「2更新」に○印を付した申請者のみ現在又は以前に交付された当社の工事競争参加資格認定通知書に記載されているコード番号を左詰めで記載してください。なお、①で「1新規」に○印を付した申請者は、空欄としてください。
- ④ 「04 建設業許可番号」の欄は、許可を受けている、番号（8桁）を総合評定値通知書から転記してください。
- ⑤ 「05 申請者の規模」欄には、記入不要です。
- ⑥ 「06 適合組合証明」欄には、官公需についての中小企業の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に該当する組合については、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載してください。
- ⑦ 「申請年月日」欄には、提出年月日を記載してください。
- ⑧ 「07 本社（店）郵便番号」欄には、本社（店）所在地の郵便番号をして下さい。
- ⑨ 「08 本社（店）住所」欄には、次により記載して下さい。
 - ・左詰めで記載してください。（以下⑩・⑪・⑫・⑬・⑭も同様です。）
 - ・フリガナの欄はカタカナで記載し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱ってください。（以下⑩・⑪も同様です。）
 - ・都道府県名については、フリガナは記載しないで下さい。
 - ・丁目、番地は、「－（ハイフン）」により省略して記載して下さい。
 - ・建設業許可及び経営事項審査上の本社（店）住所を記入して下さい。
（登記簿上の住所と営業上の住所が異なる場合には、営業上の住所を記入

して下さい。)

- ・外国事業者が申請する場合には、本社(店)の所在する国名及び所在地名を記載して下さい。なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記載して下さい。

(例)

コ	ウ	ヘ	シ	チュ	ウ	オ	ウ	ク	オ	ノ	エ	ト	オ	リ				
兵	庫	県	神	戸	市	中	央	区	小	野	柄	通	4	-	1	-	2	2

- ⑩ 「09 商号又は名称」欄には、株式会社等法人の種類を表す文字については、下表の略号を用いることとし、全角文字として記載して下さい。(「(」、「)」をそれぞれ一文字として記入する。)

種類	略号	種類	略号	種類	略号
株式会社	(株)	有限会社	(有)	合資会社	(資)
合名会社	(名)	協同組合	(同)	協業組合	(業)
企業組合	(企)	合同会社	(合)	有限責任 事業組合	(責)
経常建設 共同企業体	(共)	一般 財団法人	(一財)	一般 社団法人	(一社)
公益 財団法人	(公財)	公益 社団法人	(公社)	特例 財団法人	(特財)
特例 社団法人	(特社)				

外国事業者が申請する場合で、株式会社等の法人の種類を表わす漢字が商号にない場合には、略号の記載は不要です。

(例)

ホ	ン	シ	ユ	ウ	シ	コ	ク	レ	ン	ラ	ク	コ	ウ	ソ	ク	ト	ウ	ロ
本	州	四	国	連	絡	高	速	道	路	(株)						

- ⑪ 「10 役職・代表者氏名」欄には、次により記載して下さい。

【役職】

下記の役職名のうちから一つを選択して記載してください。

- ・取締役 ・取締役社長 ・代表取締役 ・代表取締役社長
- ・代表取締役副社長 ・代表社員 ・代表者 ・代表理事
- ・理事長 ・社長 ・副社長 ・無限責任社員
- ・管財人 ・会長

※個人若しくは該当者がいない場合には「代表者」を選んで下さい。

【代表者氏名】

氏名については、性と名前の間は1文字あけて下さい。(以下12も同様です。) また、代表者氏名の右に代表者の印を押印して下さい。

外国事業者が申請する場合には、日本における代表者を記載して下さい。

(例)

取	締	役																				
ホ	ン	シ		コ		ロ	ウ															
本	四			五	郎																	

⑫ 「11 担当者氏名」欄には、申請者の職員のうち申請内容を把握されている方(当社からの当該申請についての質問に答えられる方)を記載してください。

⑬ 「12 本社(店)電話番号」、「13 担当者電話番号」及び「14本社(店)FAX番号」各欄の市外局番、市内局番及び番号には、「-(ハイフン)」で区切り、()は用いないで記載してください。

(例)

0	7	8	-	2	9	1	-	1	0	3	5
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

⑭ 「15 メールアドレス」欄には、契約を担当する部署のメールアドレスを記入してください。

⑮ 「16 電子入札用ICカードの登録番号」欄には、記載不要です。

⑯ 「17 申請代理人」欄には行政書士等が代理申請する場合のみ使用して下さい。なお、申請者の従業員が代表者に代わって申請書を作成し提出する場合は本欄への記載及び委任状は不要です。

また、代理申請をする場合、押印については本欄に押印すれば足り、「10 代表者氏名」欄への押印は不要です。

※代理申請をする場合には、26ページを必ず確認して下さい。

※本欄を使用して代理申請を行う場合には、申請者(代表者)から申請代理人への委任状を添付して下さい。

- ⑰ 「18 外資状況」欄には、外資系企業(日本国籍会社を含む。)の場合に、該当する会社区分の番号(1、2、3のいずれか)に「○」印を付するとともに、[]内に外国名を、()内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載してください。

なお、「2 日本国籍会社(外資比率100%)」とは、100パーセント外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいいます。

- ⑱ 「19 営業年数」欄には、申請日の直近の総合評定値通知書における営業年数を記載して下さい。

- ⑲ 「20 総職員数」欄には、審査基準日における雇用期間を特に限定することなく雇用された者(建設業以外の事業に従事する者を含む。)に、法人にあっては取締役又はこれらに準ずる者で常勤の者の数を、個人にあっては、その者又は支配人で常勤の者の数を加えた数を記載してください。

[様式①-2]

- ① 「①希望工事種別」欄には、次により記載して下さい。

- ・この申請書に記載する希望工事種別は、建設業法第3条第2項の別表第1上欄に掲げる建設工事の種類及び建設業の許可申請に用いる建設工事の種類とは異なるので、特に注意して下さい。
- ・希望工事種別は、当該工事種別に対応する建設業法の建設工事の種類について建設業の許可を受けており、かつ、経営事項審査を受けているものに限られます。

(69ページの別表1「希望工事種別と建設工事(許可)の種類対応表」を参照。)

- ② 「②年間平均完成工事高」欄には、次により記載して下さい。

- ・希望する工事種別ごとに年間平均完成工事高(消費税は除きます。)を記載して下さい。
- ・「その他」の欄には、希望する工事種別以外の工事の年間平均完成工事高を記載して下さい。ただし、建設工事以外の請負契約(測量・建設コンサルタント等)

及び物品の販売等の兼業売上高は含みません。

- ・「合計」の欄には、希望する工事種別の年間平均完成工事高及びその他の工事の完成工事高の合計を記載して下さい。

なお、「合計」欄の数値は、総合評定値通知書上における各建設業法許可工事種別の年間平均完成工事高を足し合わせた「合計」数値と合わない場合（経審の端数処理の関係）がありますが、本申請書様式①-2の「合計」数値は、単純に各希望工事種別の年間平均完成工事高を足し合わせた数値を記載して下さい。また、建設業許可工事種別で「鉄筋工事」、「板金工事」及び「ガラス工事」を保有している場合は、当該工種の完成工事高はその他に計上して下さい。

※消費税を含まない金額を記載して下さい。

※年間平均完成工事高は、当社との契約の実績の有無に関わらず、総合評定値通知書の完成工事高の2年ないし3年平均の欄から金額を拾って記載して下さい。

※「総合評定値通知書」に記載されている一つの年間平均完成工事高を、幾つかの登録を希望する工事種別に分割して申請する場合及び「総合評定値通知書」に記載されている幾つかの完成工事高を登録を希望する一つの工事種別に合算して申請する場合には、「工事分割内訳表」（19ページ参照）の提出が必要になるので注意して下さい。

※実績がない工事種別を希望する場合には、「0」を記載して下さい。

※当該希望工事種別において年間平均完成工事高が「0」であっても、当該希望工事種別に対応する建設業法の建設工事の種類について、建設業の許可を受けており、かつ経営事項審査を受けていれば、希望することは可能です。

※文書郵送方式において、誤記載、記入漏れがあると不受理となる場合がありますので注意して下さい。

(2) 工事分割内訳表 [様式②] (※必要な場合のみ)

総合評定値通知書に記載されている一つの年間平均完成工事高を幾つかの登録を希望する工事種別に分割して申請する場合。又は総合評定値通知書に記載されている幾つかの年間平均完成工事高を登録を希望する一つの工事種別に合算して申請する場合に提出が必要です。

「工事分割内訳書」には、次により記載して下さい。

- ① 単位は千円とし、年間平均完成工事高を記載して下さい。

- ② 記載する各希望工事種別(「その他」を含む。)の年間平均完成工事高は、「総合評定値通知書」における数値と一致させて下さい。
- ③ 工事分割内訳表の「合計」と様式①-2の「合計」を一致させて下さい。
- ④ この工事分割内訳表の各希望工事種別の年間平均完成工事高を足し合わせた「合計」数値は、総合評定値通知書上における各建設業法許可工事種別の年間平均完成工事高を足し合わせた「合計」数値と合わない場合があります(経審の端数処理の関係)が、この工事分割内訳表における各希望工事種別の年間平均完成工事高を足し合わせた「合計」数値は、単純に各希望工事種別の年間平均完成工事高を足し合わせた数値を記載して下さい。
- ⑤ 経営事項審査における「土木一式工事」の内訳の「プレストレスト・コンクリート工事」の年間平均完成工事高は、「PC橋上部工工事」と「保全土木工事」のみに分割できるものとします。
- ⑥ 経営事項審査における「とび・土工・コンクリート工事」の内訳の「法面処理工事」の年間平均完成工事高は、「のり面処理工事」と「保全土木工事」のみに分割できるものとします。
- ⑦ 経営事項審査における「鋼構造物工事」の内訳の「鋼橋上部工事」の年間平均完成工事高は、「鋼橋上部工工事」と「保全土木工事」のみに分割できるものとします。

(3) 業態調書 [様式③]

「有資格技術職員内訳」には、次により記載して下さい。

- ① 総合評定値通知書の基になった経営規模等評価申請書(別紙二)の技術者名簿から集計して、転記して下さい。
- ② 様式に記載されている資格に該当する方について、それぞれの資格別に人数を右詰めで記載して下さい。様式に記載されている資格以外に該当する方については、記載しないでください。
なお、1人で2以上の資格を有している場合は、それぞれの資格に重複して計上できますが、技術士以外の資格で1級及び2級の資格を有している方は、1級の欄のみに計上して下さい。
- ③ 「合計」の欄には、検定種目等の区分ごとに記載した人数の合計(単純に合計したもの)を記載して下さい。
- ④ 「実人数」の欄には、検定種目等の区分ごとに記載した人数の実人数を

記載してください。

※ 「実人数」は「合計」の人数以下になります。

- ⑤ 「監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の所持者数」の欄には、技術者名簿（別紙二）の「資格者証交付番号」欄に同交付番号が記載されている技術者のうち、監理技術者講習修了証を所持している技術者を集計し、合計人数を記載してください。（（イ）の「合計」には含みません。）
- ⑥ 「登録基幹技能者講習修了証の所持者数」の欄には、建設業施行規則第18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能講習を修了した者であって、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者をいい、労務者又はこれに準ずるものをのぞき、建設業に従事する者に限定して、人数を記載してください。（（イ）の「合計」には含みません。）

「希望する工事の内容」には、次により記載して下さい。

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）様式①－2において土木工事、電気工事、交通情報設備工事、機械設備工事、塗装工事、保全土木工事及び保全施設工事のうち、いずれかを希望工事種別とされる場合は、当該希望工事種別ごとに希望する工事の順位を記載して下さい。また、その際記載していただく工事種別は、様式①－2で記載した希望工事種別と一致させてください。

- ① 「土木工事」における「工事内容」欄には、希望する工事の内容を下表から選択し、対応するコードを、希望順に第3位まで記載して下さい。

コード	希望する工事の内容	工事の具体例
A	道路土工	擁壁、カルバート等コンクリート構造物、道路土工等の工事
B	構造物	RC橋、橋梁下部等のコンクリート構造物、ニューマチックケーソン、オープンケーソン、土留め・仮締切、鋼管矢板基礎、既成杭、地中連続壁等の工事、構造物撤去工事
C	トンネル	トンネル工事（共同溝、下水道用トンネルを除く。）

- ② 「電気工事」における「工事内容」欄には、希望する工事の内容を下表から選択し、対応するコードを、希望順に第2位まで記載して下さい。

コード	希望する工事の内容	工事の具体例
A	道路等電気設備	道路等の照明設備、配電線設備等の工事
B	建築電気設備	建築物の電灯、コンセント、動力、受変電 電気時計、拡声、表示、火災報知、電話、 情報、避雷、テレビ受信設備等の設備工事

- ③ 「交通情報設備工事」における「工事内容」欄には、希望する工事の内容を下表から選択し、対応するコードを、希望順に第5位まで記載して下さい。

コード	希望する工事の内容	工事の具体例
A	無線通信設備、トンネル内ラジオ再放送設備、ハイウェイラジオ設備	多重無線通信設備、端局設備、衛星通信設備、移動体通信設備、交換設備、トンネル内ラジオ再放送設備、ハイウェイラジオ設備、トンネル内拡声放送設備等工事
B	可変表示設備	可変表示設備、信号機設備等工事
C	交通量計測設備	交通量計測設備工事
D	路車間情報通信設備	路車間情報通信設備工事
E	その他の交通情報設備	画像伝達・処理設備、気象観測設備、自動料金収受設備等工事

- ④ 「機械設備工事」における「工事内容」欄には、希望する工事の内容を下表から選択し、対応するコードを、希望順に第3位まで記載して下さい。

コード	希望する工事の内容	工事の具体例
A	建築設備	給排水設備、汚水処理設備、エレベーター設備等の工事
B	維持管理用設備	橋梁点検補修用作業車、凍結防止設備等の工事
C	交通管理用設備	軸重計、車重計等の設備工事

- ⑤ 「塗装工事」における「工事内容」欄には、希望する工事の内容を下表から選択し、対応するコードを、希望順に第2位まで記載して下さい。

コード	希望する工事の内容	工事の具体例
A	鋼橋塗装	鋼橋及び鋼製橋脚の塗替塗装
B	その他の塗装	上記以外の塗替塗装

- ⑥ 「保全土木工事」における「工事内容」欄には、希望する工事の内容を下表から選択し、対応するコードを、希望順に第5位まで記載して下さい。
 (72ページ別表2「希望工事種別と工事の内容及び建設業法の建設工事(許可)の種類対応表)を参照)

コード	希望する工事の内容	工事の具体例
A	舗装補修	舗装の維持修繕工事
B	交通安全施設補修	防護柵、標識等の交通安全施設、交通管理施設の維持修繕工事
C	橋梁補修	橋梁上下部工、橋梁付属物工の維持修繕工事
D	その他補修	土工、のり面処理、造園、遮音壁、排水構造物等の維持修繕工事
E	維持作業	道路の清掃作業、植栽作業、雪氷対策等の維持作業

- ⑦ 「保全施設工事」における「工事内容」欄には、希望する工事の内容を下表から選択し、対応するコードを、希望順に第4位まで記載して下さい。
 (72ページ別表2「希望工事種別と工事の内容及び建設業法の建設工事(許可)の種類対応表)を参照)

コード	希望する工事の内容	工事の具体例
A	建築施設補修	建築施設(事務所の社屋、料金所、公衆便所、周辺の機械施設を含む)の維持修繕工事及び維持作業
B	電気設備補修	電気設備(道路照明、視線誘導施設等を含む)、受配電設備の維持修繕工事及び維持作業
C	通信設備補修	通信設備、遠方監視制御設備、交通情報設備の維持修繕工事及び維持作業
D	機械設備補修	機械設備、トンネル非常用設備、トンネル換気設備の維持修繕工事及び維持作業

(4) 営業所一覧表 [様式④]

- ① 「名称」欄には、次により記載して下さい。

- ・ 経営事項審査を受けた建設業許可業種を有しているすべての本店又は支店営業所の名称を記載して下さい。

- ・ <<本店の場合>> 本店と記載

(例) 本四建設(株)の本店の場合
 名称の欄に「本店」と記載

- ・ <<支店の場合>> 名称欄には、商号又は名称を省く

(例) 本四建設(株)の神戸支店の場合
 名称の欄に「神戸支店」と記載

- ② 「所在地」欄には、次により記載して下さい。

- ・ 営業所の所在地を左詰めで都道府県名から記載して下さい。

- ・ 丁目、番地は「- (ハイフン)」により省略して記載して下さい。

- ③ 「電話番号・FAX番号」欄には、次により記載して下さい。

- ・ 上段に電話番号を、下段にFAX番号をそれぞれ左詰めで記載して下さい。

- ・ 市外局番、市内局番及び番号は「- (ハイフン)」で区切って下さい。

- ・ FAX番号が無い場合は、「なし」と記載して下さい。

④「建設業許可業種」欄には、次により記載して下さい。

- ・「営業所名称」欄に記載した営業所に対応する経営事項審査を受けた建設業許可業種の欄に「○」印を付して下さい。
- ・建設業許可を有していても、経営事項審査を受けていない建設業許可業種には、「○」印を付さないで下さい。

(5) 総合評定値通知書(写し)

※経営状況(Y)及び総合評定値(P)の記載のないものは受け付けられません。

※「経営規模等評価通知書」では受け付けられません。

※総合評定値通知書の雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となった場合は、それぞれ当該事実を証明する以下のいずれかの書類をあわせて提出して下さい。

- ・「健康保険・厚生年金保険」領収証書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」社会保険料納入証明書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
- ・「雇用保険」領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険料申請書の写し
- ・「雇用保険」雇用保険被保険者資格取得等通知書(事業主通知用)の写し
- ・適用除外誓約書(様式⑥)

(6) 納税証明書(写し)

①納税証明書の様式

次の様式のうち、いずれか1枚(写し)を提出して下さい。

- ・国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の2(個人のみ)

「申告所得税及び復興特別所得税」、「消費税及び地方消費税」について未納の税額がないことの証明書

- ・国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3(法人のみ)

「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納の税額がないことの証明書

- ・国税通則法施行規則別紙第9号書式その3(個人又は法人)

未納の税額（申告所得税及び復興特別所得税（個人の場合）、法人税（法人の場合）、消費税及び地方消費税）のないことの証明書

②納税証明書の対象

個人の場合…申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税

法人の場合…法人税、消費税及び地方消費税

③有効な納税証明書年月日

証明年月日が申請書提出時以前の3か月以内のもの

※ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更正計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

(7) 委任状（※必要な場合のみ）

申請代理人による代理申請を行う場合には「委任状」が必要となります。

申請書への押印

行政書士等が申請代理人として代理申請する場合には、申請書への押印は、申請代理人欄に申請代理人の押印をすれば足够了。ただし、委任状の受任者欄に押印した印と同一のものを使用して下さい。

※代表者氏名欄への申請者の代表者印の押印は不要です。

委任状の提出

代理申請を行う場合には、申請者本人から申請代理人への委任状の提出が必要です。委任状は、必ず次の条件を満たしたものの正本を提出して下さい。

【委任状の条件】

- ①委任状の日付が申請日から3か月以内のもの。
- ②委任の範囲が具体的に記載してあること。
- ③受任者が行政書士の場合には、行政書士の登録番号（行政書士証票の番号）の記載があること。
- ④委任者・受任者の氏名、住所の記載及び押印があること。

(委任状の例)

委 任 状

受 任 者

住 所

登 録 番 号

氏 名

印

私は上記の者を代理人と定め、本州四国連絡高速道路株式会社の一般競争（指名競争）参加資格審査の申請について次の権限を委任します。

委 任 事 項

1. 申請書類の作成
1. 申請代理
1. 記載事項の訂正

平成 年 月 日

委 任 者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

第4 経常建設共同企業体の申請方法

※申請にあたっては、必ず「第2 登録申請の手順」（3ページ～12ページ）を確認して下さい。

1. 経常建設共同企業体の資格審査

経常建設共同企業体（以下「共同企業体」といいます。）とは、優良な中小・中堅建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力・施工力を強化することを目的として結成される企業体であり、結成目的がこれに合致する企業体のみ申請できます。

(1) 経常建設共同企業体の申請を受け付ける工事種別

「土木工事」、「鋼橋上部工工事」、「舗装工事」（3工事種別のみ）

(2) 構成員の数

経常JVの構成員の数は、2又は3社とします。ただし、継続的な協業関係が確保され、円滑な共同施工に支障がないと認められるときは、5社までとすることができるものとします。

(3) 構成員の組合せ

経常JVの組合せは、次の各号の要件を満たすものとします。

- ① 資本の額若しくは出資の総額が20億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の会社若しくは個人による組合せであること。
- ② 同一の等級、又は直近の等級に認定された有資格者若しくはこれと同等と認められる者の組合せであること。ただし、下位の等級に認定された有資格者等に十分な施工能力があると判断される場合には、直近2等級までに認定された有資格者の組合せを認めることも差し支えないものとします。なお、これらの組合せの要件に適合している有資格者の組合せが、以後において当該組合せの要件に適合しなくなった場合にも、継続的な協業関係を維持しているときに限り、当該組合せの要件に適合しているものとみなすものとします。

(4) 構成員の技術的要件等

経常JVのすべての構成員が、次の各号の要件を満たすものとします。

- ① 発注工事と同種の工事について元請としての施工実績を有すること。ただし、元請としての施工実績がない構成員で発注工事を確実かつ円滑に共

同施工できる能力を有すると認められる場合にあっては、下請としての施工実績を有することで足りるものとします。

② 発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が3年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保されると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が3年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとします。

③ 工事1件の請負代金の額が、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項で定める金額にあっては、発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者（地域における技術者の分布状況からみて、国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することが過重な負担を課することとなると認められる場合にあっては、国家資格を有しない主任技術者。以下同じ。）を工事現場に専任で配置することができること。ただし、工事1件の請負代金の額が、建設業法施行令第27条第1項で定める金額の最低規模の3倍未満であり、他の構成員のいずれかが監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置する場合においては、残りの構成員は、監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に兼任で配置することで足りるものとします。

(5) 出資比率

經常JVのすべての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率であるものとします。

(6) 代表者

經常JVの代表者は、構成員において決定された方とします。

(7) 登録

ひとつの企業が複数の經常JVに登録はできません。

(8) 注意事項

単体企業と經常建設共同企業体との同時登録の禁止

※同一工事種別において、単体企業と当該企業を構成員とする經常建設共同企業体との同時登録はできません。

※ただし、經常建設共同企業体として登録を希望する工事種別においては、当該建設共同企業体の構成員が単体企業としての認定を受けている事が必要とな

りますので、経常建設共同企業体として登録を希望する場合には、(3)、(4)の条件を満たしている場合に限り、単体企業としての認定を取り下げる旨を明らかにしたうえで申請することになります。

※具体的には、定期受付等の単体企業の申請が無い場合での経常建設共同体の申請については、単体企業と経常建設共同企業体を同時に申請し、経常建設共同企業体の申請書の余白部分に「経常建設共同企業体として認定を受けた工事種別については、単体企業として認定を受けている当該工事種別についての認定を取り下げるものとします。」と記載するものとします。

また、単体企業として認定を受けた後、経常建設共同企業体の申請を行う場合は当該工事種別について、認定を取り下げる旨の届出を添付するものとします。

2. 申請書類の提出方法

「第2 登録申請の手順 3. 申請書類の提出、受付」(5ページ)に同じ。

3. 提出書類

提出書類は、次のとおりです。様式が定められているものは、所定の様式で作成し、表の順序で、A4版紙ファイルに綴じて提出して下さい。

番号	申請書類名	様式番号
①	一般競争（指名競争）参加資格申請書（建設工事）	様式①－1 様式①－2
②	工事分割内訳表	様式②※必要な場合のみ
③	業態調書	様式③
④	営業所一覧表	様式④
⑤	総合評定値通知書（写し）	様式⑥※必要な場合のみ
⑥	納税証明書その3等（写し）	－
⑦	委任状（正）	※必要な場合のみ
⑧	建設共同企業体協定書（写し）	

※番号⑦は、行政書士等が代理申請をする場合に限り提出が必要となります。

※単体有資格業者として有資格者名簿へ登録されている方で、後日、経常建設共同企業体の申請を行う場合に限り変更届の提出が必要になります。

なお、変更届には、単体有資格業者として認定を受けている工事種別のうち、経常建設共同企業体として申請する工事種別について競争参加資格を辞退する旨を記

載して下さい。

《申請書類の綴じ方》

第3 会社・個人営業者の申請書及び作成の方法 1. 提出書類《申請書類の綴じ方》(14ページ)に準じて下さい。

4. 記載要領

(1) 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)

[様式①-1]

この申請書は、本社(店)で作成して提出して下さい。従って、申請者は本店(本社)の代表者となります。印鑑は代表者の代表印のみを申請書に押印して下さい。

① 「01 1新規/2更新」、「02 受付番号」、「03 業者コード」、「05 申請者の規模」、「06 適合組合証明」、「16 電子入札用ICカードの登録番号」、「18 外資状況」の各欄には、記載不要です。

② 「04 建設業許可番号」欄は、共同企業体の申請では記入不要です。

ただし、右上の余白に各構成員の会社名及び許可番号を記入し、代表とする会社名を○で囲って下さい。

※建設業許可番号(8桁)は、各構成員の総合評定値通知書から転記して下さい。

③ 「申請年月日」欄には、提出年月日を記載してください。

④ 「07 本社(店)郵便番号」欄には、共同企業体の代表会社の本社(店)所在地の郵便番号を記入して下さい。

⑤ 「08 本社(店)住所」欄には、次により記載して下さい。

・共同企業体の代表会社の本社(店)住所を記入して下さい。

・左詰めで記載してください。(以下⑥・⑦・⑧・⑨も同様です。)

・フリガナの欄はカタカナで記載し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱ってください。(以下⑥・⑧も同様です。)

・都道府県名については、フリガナは記載しないで下さい。

・丁目、番地は、「-(ハイフン)」により省略して記載して下さい。

⑥ 「09 商号又は名称」欄には、共同企業体の名称(協定書と同じ名称)を記載して下さい。また、法人の種類を表す文字は、「(共)」を用いることとし、3文字として記載する。「(」、「)」をそれぞれ一文字として記載する。)

- ⑦ 「10 役職・代表者氏名」欄には、次により記載して下さい。

【役職】

「代表者」と記載する。なお、フリガナは不要です。

【代表者氏名】

代表会社の代表者氏名(個人名)を記入して下さい。

氏名については、性と名前の間は1文字あけて下さい。(以下⑧も同様です。)

- ⑧ 「11 担当者氏名」欄には、申請する共同企業体の代表会社の職員のうち申請内容を把握している方(当方からの、当該申請についての質問に答えられる方)を記入して下さい

- ⑨ 「12 本社(店)電話番号」、「13 担当者電話番号」及び「14本社(店)FAX番号」各欄の市外局番、市内局番及び番号には、「-(ハイフン)」で区切り、()は用いないで記載してください。

- ⑩ 「15 メールアドレス」欄には、契約を担当する部署のメールアドレスを記入してください。

- ⑪ 「17 申請代理人」欄には行政書士等が代理申請する場合のみ使用して下さい。なお、申請者の従業員が代表者に代わって申請書を作成し提出する場合は本欄への記載は不要です。

また、代理申請をする場合、押印については本欄に押印すれば足り、「10 代表者氏名」欄への押印は不要です。

※代理申請をする場合には、26ページを必ず確認して下さい。

※本欄を使用して代理申請を行う場合には、申請者(代表者)から申請代理人への委任状を添付して下さい。

- ⑫ 「19 営業年数」欄には、各構成員の申請日の直近の総合評定通知書における営業年数の平均年数(その年数に年未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を右詰めで記載する。

- ⑬ 「20 総職員数」欄には、審査基準日における雇用期間を特に限定することなく雇用された者(建設業以外の事業に従事する者を含む。)に、法人にあっては取締役又はこれらに準ずる者で常勤の者の数を、個人にあっては、その者又は支配人で常勤の者の数を加えた数を各構成員の総職員数の合計値を合計した人数を記載してください。

[様式①-2]

① 「①希望工事種別」欄には、次により記載して下さい。

- ・この申請書に記載する希望工事種別は、建設業法第3条第2項の別表上欄に掲げる建設工事の種類及び建設業の許可申請に用いる建設工事の種類とは異なるので、特に注意して下さい。
- ・全ての構成員が当該工事種別に対応する建設業法の建設工事の種類について建設業の許可を受けており、かつ、経営事項審査を受けているものに限られます。
(69ページの別表1「工事種別と建設工事(許可)の種類の対応表」を参照。)

② 「②年間平均完成工事高」欄には、次により記載して下さい。

- ・分割内訳は、各構成員単体での申請の分割内訳と合わせること。
例)単体申請時に、土木一式100を単体として登録を希望する維持修繕に20と計上した場合で、共同企業体として一般土木の登録を希望する場合には80と記入して下さい。
- ・共同企業体として希望する工事種別ごとに各構成員の年間平均完成工事高(消費税は除きます。)を合計した金額を記載して下さい。
- ・「その他」の欄には、希望する工事種別以外の工事の年間平均完成工事高を記載して下さい。ただし、建設工事以外の請負契約(測量・建設コンサルタント等)及び物品の販売等の兼業売上高は含みません。
- ・「合計」の欄には、希望する工事種別の年間平均完成工事高及びその他の工事の完成工事高の合計を記載して下さい。
なお、「合計」欄の数値は、総合評定値通知書上における各建設業法許可工事種別の年間平均完成工事高を足し合わせた「合計」数値と合わない場合(経審の端数処理の関係)がありますが、本申請書様式①-2の「合計」数値は、単純に各希望工事種別の年間平均完成工事高を足し合わせた数値を記載して下さい。また、建設業許可工事種別で「板金工事」、「ガラス工事」を保有している場合は、当該工種の完成工事高はその他に計上して下さい。

※消費税を含まない金額を記載して下さい。

※年間平均完成工事高は、当社との契約の実績の有無に関わらず、総合評定値通知書の完成工事高の2年ないし3年平均の欄から金額を拾って記載して下さい。

※「総合評定値通知書」に記載されている一つの年間平均完成工事高を、幾つかの登録を希望する工事種別に分割して申請する場合及び「総合評定値通知書」に記載されている幾つかの完成工事高を登録を希望する一つの工事種別に合算して申請する場合には、「工事分割内訳表」(34ページ参照)の提出が必要になるので注意して下さい。

※実績がない工事種別を希望する場合には、「0」を記載して下さい。

※当該希望工事種別において年間平均完成工事高が「0」であっても、当該希望工事種別に対応する建設業法の建設工事の種類について、建設業の許可を受けており、かつ経営事項審査を受けていれば、希望することは可能です。

※文書郵送方式において、誤記載、記入漏れがあると不受理となる場合がありますので注意して下さい。

(2) 工事分割内訳表 [様式②] (※必要な場合のみ)

総合評定値通知書に記載されている一つの年間平均完成工事高を幾つかの登録を希望する工事種別に分割して申請する場合。又は総合評定値通知書に記載されている幾つかの年間平均完成工事高を登録を希望する一つの工事種別に合算して申請する場合に提出が必要です。

「工事分割内訳表」には、次により記載して下さい。

- ① 各構成員の年間平均完成工事高を合計した金額を記入して下さい。
- ② 単位は千円とし、年間平均完成工事高を記載して下さい。
- ③ 記載する各希望工事種別(「その他」を含む。)の年間平均完成工事高は、「総合評定値通知書」における数値と一致させて下さい。
- ④ 工事分割内訳表の「合計」と様式①-2の「合計」を一致させて下さい。
- ⑤ この工事分割内訳表の各希望工事種別の年間平均完成工事高を足し合わせた「合計」数値は、総合評定値通知書上における各建設業法許可工事種別の年間平均完成工事高を足し合わせた「合計」数値と合わない場合があります(経審の端数処理の関係)が、この工事分割内訳表における各希望工事種別の年間平均完成工事高を足し合わせた「合計」数値は、単純に各希望工事種別の年間平均完成工事高を足し合わせた数値を記載して下さい。
- ⑥ 経営事項審査における「土木一式工事」の内訳の「プレストレスト・コンクリート工事」の年間平均完成工事高は、「PC橋上部工工事」と「保全土木工事」のみに分割できるものとします。

- ⑦ 経営事項審査における「とび・土工・コンクリート工事」の内訳の「法面処理工事」の年間平均完成工事高は、「のり面処理工事」と「保全土木工事」のみに分割できるものとします。
- ⑧ 経営事項審査における「鋼構造物工事」の内訳の「鋼橋上部工事」の年間平均完成工事高は、「鋼橋上部工工事」と「保全土木工事」のみに分割できるものとします。

(3) 業態調書〔様式③〕

「有資格技術職員内訳」には、次により記載して下さい。

- ① 各構成員の有資格技術職員数を合計した人数を記載して下さい。
- ② 総合評定値通知書の基になった経営規模等評価申請書〈別紙二〉の技術者名簿から集計して、転記して下さい。
- ③ 様式に記載されている資格に該当する方について、それぞれの資格別に人数を右詰めで記載して下さい。様式に記載されている資格以外に該当する方については、記載しないでください。

なお、1人で2以上の資格を有している場合は、それぞれの資格に重複して計上できますが、技術士以外の資格で1級及び2級の資格を有している方は、1級の欄のみに計上して下さい。

- ④ 「合計」の欄には、検定種目等の区分ごとに記載した人数の合計（単純に合計したもの）を記載して下さい。
- ⑤ 「実人数」の欄には、検定種目等の区分ごとに記載した人数の実人数を記載して下さい。

※ 必然的に「実人数」は「合計」の人数以下になります。

- ⑥ 「監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の所持者数」の欄には、技術者名簿〈別紙二〉の「資格者証交付番号欄に同交付番号が記載されている技術者のうち、監理技術者講習修了証を所持している技術者を集計し、合計人数を記載して下さい。（(イ)の「合計」には含みません。）
- ⑦ 「登録基幹技能者講習修了証の所持者数」の欄には、建設業施行規則第18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能講習を修了した者であって、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者をいい、労務者又はこれに準ずるものをのぞき、建設業に従事する者に限定して、人数を記載して下さい。（(イ)の「合計」には含みません。）

「希望する工事の内容」には、次により記載して下さい。

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）様式①－２において土木工事を希望工事種別とされる場合は、希望する工事の順位を記載して下さい。また、その際記載していただく工事種別は、様式①－２で記載した希望工事種別と一致させて下さい。

「土木工事」における「工事内容」欄には、希望する工事の内容を下表から選択し、対応するコードを、希望順に第3位まで記載して下さい。

コード	希望する工事の内容	工事の具体例
A	道路土工	擁壁、カルバート等コンクリート構造物、道路土工等の工事
B	構造物	R C 橋、橋梁下部等のコンクリート構造物、ニューマチックケーソン、オープンケーソン、土留め・仮締切、鋼管矢板基礎、既成杭、地中連続壁等の工事、構造物撤去工事
C	トンネル	トンネル工事（共同溝、下水道用トンネルを除く。）

(4) 営業所一覧表 [様式④]

① 「名称」欄には、次により記載して下さい。

・ 共同企業体の代表者の連絡先を「本社」という名称で記載して下さい。

② 「所在地」欄には、次により記載して下さい。

・ 営業所の所在地を左詰めで都道府県名から記載して下さい。

・ 丁目、番地は「－（ハイフン）」により省略して記載して下さい。

③ 「電話番号・FAX番号」欄には、次により記載して下さい。

・ 上段に電話番号を、下段にFAX番号をそれぞれ左詰めで記載して下さい。

・ 市外局番、市内局番及び番号は「－（ハイフン）」で区切って下さい。

・ FAX番号が無い場合は、「なし」と記載して下さい。

④ 「建設業許可業種」欄には、記載不要です。

(5) 総合評定値通知書(写し)

各構成員分を提出して下さい。

※経営状況(Y)及び総合評定値(P)の記載のないものは受け付けられません。

※「経営規模等評価通知書」では受け付けられません。

※総合評定値通知書の雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証明する以下のいずれかの書類をあわせて提出して下さい。

- ・「健康保険・厚生年金保険」領収証書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」社会保険料納入証明書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
- ・「雇用保険」領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険料申請書の写し
- ・「雇用保険」雇用保険被保険者資格取得等通知書(事業主通知用)の写し
- ・適用除外誓約書(様式⑥)

(6) 納税証明書(写し)

各構成員分を提出して下さい。

①納税証明書の様式

次の様式のうち、いずれか1枚(写し)を提出して下さい。

- ・国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の2(個人のみ)
「申告所得税及び復興特別所得税」、「消費税及び地方消費税」について未納の税額がないことの証明書
- ・国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3(法人のみ)
「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納の税額がないことの証明書
- ・国税通則法施行規則別紙第9号書式その3(個人又は法人)
未納の税額(申告所得税及び復興特別所得税(個人の場合)、法人税(法人の場合)、消費税及び地方消費税)のないことの証明書

②納税証明書の対象

個人の場合…申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税

法人の場合…法人税、消費税及び地方消費税

③有効な納税証明書年月日

証明年月日が申請書提出時以前の3か月以内のもの

※ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更正計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

(7) 委任状（※必要な場合のみ）

申請代理人による代理申請を行う場合には「委任状」が必要となります。

申請書への押印

行政書士等が申請代理人として代理申請する場合には、申請書への押印は、申請代理人欄に申請代理人の押印をすれば足りります。ただし、委任状の受任者欄に押印した印と同一のものを使用して下さい。

※代表者氏名欄への申請者の代表者印の押印は不要です。

委任状の提出

代理申請を行う場合には、申請者本人から申請代理人への委任状の提出が必要です。委任状は、必ず次の条件を満たしたものの正本を提出して下さい。

【委任状の条件】

①委任状の日付が申請日から3か月以内のもの。

②委任の範囲が具体的に記載してあること。

※ただし、資格認定通知書の受領の権限を委任することはできません。

③受任者が行政書士の場合には、行政書士の登録番号（行政書士証票の番号）の記載があること。

④委任者・受任者の氏名、住所の記載及び押印があること。

(8) 建設共同企業体協定書(写し)

経常建設共同企業体協定書(甲)

(目的)

第1条 この共同企業体は、本州四国連絡高速道路株式会社の発注に係る建設事業を共同連帯して請け負うことを目的とする。

(名称)

第2条 この共同企業体は、〇〇・〇〇経常建設共同企業体(以下「企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 企業体は、事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 共同企業体は、 年 月 日に成立し、その存続期間は、〇年とする。ただし、〇年を経過しても企業体に係る建設工事の完成後発注者の承認があるまでは、解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

(構成員の住所及び名称)

第5条 企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇株式会社

(代表者)

第6条 企業体は、〇〇株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 代表者は、建設工事の施工に関し、企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限、自己の名義をもって請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求及び受領をする権限並びに企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 各構成員の出資の割合は、別に定めるところによるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員全員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、共同連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 共同企業体は、建設工事の完成後速やかに決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により各構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により各構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 この協定書に基づく権利又は義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 各構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、建設工事が完成する日までは企業体から脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者(以下「脱退した者」という。)がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成するものとする。

3 脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退した者が脱退前に有していた出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とするものとする。

4 脱退した者の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損を生じた場合には、脱退した者の出資金から当該脱退した者が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合においても、脱退した者には利益金の配当は行わないものとする

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、16条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者としてすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 企業体が解散した後においても建設工事につき、かしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社及び〇〇株式会社は、上記のとおり経常建設共同企業体の協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自その1通を所持するものとする。

年 月 日

〇〇株式会社

代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

〇〇株式会社

代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

第5 事業協同組合の申請方法

※申請にあたっては、必ず「第2 登録申請の手順」（3ページ～12ページ）を確認して下さい。

1. 事業協同組合の資格審査

事業協同組合については、受注機会の確保を図るため特例計算が定められています。この特例は、事業協同組合から特例扱いの申出がある場合に限り適用することになっております。また、事業協同組合は、当社の発注する工事では、経常建設共同企業体の構成員及び特定建設工事共同企業体の構成員となることはできませんので予めご注意下さい。

2. 特例扱いを希望しない事業協同組合の申請方法等

(1) 申請書類の提出方法

「第2 登録申請の手順 3. 申請書類の提出、受付」（5ページ）に同じ。

(2) 提出書類

事業協同組合の特例扱いを希望しない場合の提出書類は、次のとおりです。様式が定められているものは、所定の様式で作成し、表の順序で、A4ファイルに綴じて提出して下さい。

番号	申請書類名	様式番号
①	一般競争（指名競争）参加資格申請書（建設工事）	様式①－1 様式①－2
②	工事分割内訳表	様式②※必要な場合のみ
③	業態調書	様式③
④	営業所一覧表	様式④
⑤	総合評定値通知書（写し）	様式⑥※必要な場合のみ
⑥	納税証明書その3等（写し）	－
⑦	委任状（正）	※必要な場合のみ

※番号⑦は、行政書士等が代理申請をする場合に限り提出が必要となります。

《申請書類の綴じ方》

第3 会社・個人営業者の申請書及び作成の方法 1. 提出書類《申請書類の綴じ方》(14ページ)に準じて下さい。

(3) 記載要領

※記載する内容は、事業協同組合自体のものとしてください。

※基本的に単体の申請の記載要領(15ページから27ページ)に従い記載して下さい。

① 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)[様式①-1]

15ページから27ページの記載要領にしたがって記載してください。

様式①-2の「21 完成工事高」の欄には、18ページの記載方法を参照のうえ、事業協同組合自体の年間平均完成工事高を記載してください。

② 工事分割内訳表[様式②]

19ページの記載要領にしたがって記載してください。

「年間平均完成工事高」の欄には、事業協同組合自体の年間平均完成工事高を記載してください。

③ 業態調書[様式③]

20ページの記載要領にしたがって記載してください。

「有資格技術職員内訳」の部分には、事業協同組合自体の有資格技術職員数を記載してください。

④ 営業所一覧表[様式④]

24ページを参照して記載してください。

⑤ 総合評定値通知書等の写し

25ページを参照してください(事業協同組合自体のものを提出して下さい)。

⑥ 納税証明書その3等

25ページを参照してください(事業協同組合自体のものを提出して下さい)。

⑦ 委任状

26ページを参照してください。

3. **特例扱いを希望する事業協同組合**の申請方法等

(1) 特例扱いを希望することができる事業協同組合

次の条件をすべて満たす事業協同組合は特例扱いを希望することができます。

- ① 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合であること。
 - ② 建設業法第3条による許可及び同法第27条の23第2項に規定する経営事項審査を受けている事業協同組合であること。
 - ③ 中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けている場合
- ※なお、特例扱いは、事業協同組合の希望工事種別のうち、官公需適格組合の証明を受けた建設工事に対応する希望工事種別(69ページ参照)で、かつ、特例扱いを希望する旨を申し出た希望工事種別についてのみ行います。

(2) 審査対象者

事業協同組合の特例を希望する場合には、事業協同組合の経営の内容等に加えて、組合員である建設業者のうちから最大10社の審査対象者のものも考慮されて審査が行われます。審査対象者は、次の要件をすべて満たしていることが必要です。

- ① 当該組合の組合員であること
- ② 当該組合の理事又は当該組合の理事が役員になっている法人であること
- ③ 当該希望工事種別に属する工事を施工することについて建設業法第3条の規定による許可及び同法第27条の23第2項に規定する経営事項審査を受けている者であること
- ④ 欠格要件(3ページ参照)に該当しない者であること

※審査対象者は10を超えることはできません。

※審査対象者の指定に当たっては、後記(7)に留意のうえ行って下さい。

(3) 申請書類の提出方法

「第2 登録申請の手順 3. 申請書類の提出、受付」(5ページ)に同じ。

(4) 提出書類

事業協同組合の特例扱いを希望する場合の提出書類は、次のとおりです。様式が定められているものは、所定の様式で作成し、表の順序で、A4ファイルに綴じて提出して下さい。

番号	申請書類名	様式番号
①	一般競争（指名競争）参加資格申請書（建設工事）	様式①－１ 様式①－２
②	工事分割内訳表	様式②※必要な場合のみ
③	業態調書	様式③
④	営業所一覧表	様式④
⑤	共同企業体等調書	様式⑤
⑥	総合評定値通知書（写し）	様式⑥※必要な場合のみ
⑦	委任状（正）	※必要な場合のみ
⑧	審査対象者の建設業の許可番号、住所、電話番号、商号又は名称及び代表者氏名を記載した書類	
⑨	役員名簿	
⑩	組合員名簿	
⑪	官公需適格組合証明書	
⑫	各審査対象者の次の書類 ①完成工事高表 ②各審査対象者における納税証明書その３等（写し）	

※番号⑦は、行政書士等が代理申請をする場合に限り提出が必要となります。

《申請書類の綴じ方》

第３ 会社・個人営業者の申請書及び作成の方法 １．提出書類《申請書類の綴じ方》（14ページ）に準じて下さい。

(5) 記載要領

１）一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）

[様式①－１]

特例扱いを希望する場合は、「平成 年 月 日」と記載されている欄の右の余白に特例扱いを希望する旨（例えば「特例計算を希望します。」）及びその希望工事種別を朱書して下さい。

① 「01 1 新規／2 更新」、「02 受付番号」、「03 業者コード」、「05 申請者の規模」、「16 電子入札用 IC カードの登録番号」、「18 外資状況」の各

欄には、記載不要です。

- ② 「04 建設業許可番号」欄は、事業協同組合の建設業許可番号を記入して下さい。

※建設業許可番号(8桁)は、事業共同組合の総合評定値通知書から転記して下さい。

- ③ 「申請年月日」欄には、提出年月日を記載してください。

- ④ 「06 適合組合証明」欄には、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項第4号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載して下さい。

- ⑤ 「07 本社(店)郵便番号」欄には、事業共同組合の本社(店)所在地の郵便番号を記載して下さい。

- ⑥ 「08 本社(店)住所」欄には、次により記載して下さい。

・の代表会社の本社(店)住所を記入して下さい。

・左詰めで記載してください。(以下⑦・⑧・⑨・⑩も同様です。)

・フリガナの欄はカタカナで記載し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱ってください。(以下⑦・⑧・⑨も同様です。)

・都道府県名については、フリガナは記載しないで下さい。

・丁目、番地は、「ー(ハイフン)」により省略して記載して下さい。

・建設業許可及び経営事項審査上の本社(店)住所を記入して下さい。

(登録簿上の住所と営業上の住所が異なる場合には、営業上の住所を記入して下さい。)

- ⑦ 「09 商号又は名称」欄には、事業共同組合の名称を記載して下さい。また、法人の種類を表す文字は、「(同)」を用いることとし、3文字として記載する。

(「(」、「)」をそれぞれ一文字として記載する。)

- ⑧ 「10 役職・代表者氏名」欄には、次により記載して下さい。

【役職】

以下の役職名のうちから一つを選択して記載してください。

- ・取締役 ・取締役社長 ・代表取締役 ・代表取締役社長
- ・代表取締役副社長 ・代表社員 ・代表者 ・代表理事
- ・理事長 ・社長 ・副社長 ・無限責任社員
- ・管財人 ・会長

【代表者氏名】

事業協同組合の代表者氏名(個人名)を記入して下さい。

氏名については、性と名前の間は1文字あけて下さい。(以下⑨も同様です。)

- ⑨ 「11 担当者氏名」欄には、申請する事業協同組合の職員のうち申請内容を把握している方(当方からの、当該申請についての質問に答えられる方)を記入して下さい
- ⑩ 「12 本社(店)電話番号」、「13 担当者電話番号」及び「14本社(店)FAX番号」各欄の市外局番、市内局番及び番号には、「-(ハイフン)」で区切り、()は用いないで記載してください。
- ⑪ 「15 メールアドレス」欄には、契約を担当する部署のメールアドレスを記入してください。
- ⑫ 「17 申請代理人」欄には行政書士等が代理申請する場合のみ使用して下さい。なお、申請者の従業員が代表者に代わって申請書を作成し提出する場合は本欄への記載は不要です。
- また、代理申請をする場合、押印については本欄に押印すれば足り、「10 代表者氏名」欄への押印は不要です。
- ※代理申請をする場合には、26ページを必ず確認して下さい。
- ※本欄を使用して代理申請を行う場合には、申請者(代表者)から申請代理人への委任状を添付して下さい。
- ⑬ 「19 営業年数」欄には、事業協同組合及び審査対象者の申請日の直近の総合評定通知書における営業年数の平均年数(その年数に年未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を右詰めで記載する。
- ⑭ 「20 総職員数」欄には、審査基準日における雇用期間を特に限定することなく雇用された者(建設業以外の事業に従事する者を含む。)に、法人にあっては取締役又はこれらに準ずる者で常勤の者の数を、個人にあっては、

その者又は支配人で常勤の者の数を加えた数を事業協同組合及び審査対象者の総職員数の合計値を記載してください。

[様式①-2]

① 「①希望工事種別」欄には、次により記載して下さい。

- ・この申請書に記載する希望工事種別は、建設業法第3条第2項の別表上欄に掲げる建設工事の種類及び建設業の許可申請に用いる建設工事の種類とは異なるので、特に注意して下さい。
- ・希望工事種別は、当該工事種別に対応する建設業法の建設工事の種類について建設業の許可を受けており、かつ、経営事項審査を受けていて、その許可業種に対して「官公需適格組合証明書」を受けているものに限られます。
(69ページの別表1「希望工事種別と建設工事(許可)の種類対応表」を参照。)

② 「②年間平均完成工事高」欄には、次により記載して下さい。

- ・事業協同組合として希望する工事種別ごとに事業協同組合及び各審査対象者の年間平均完成工事高(消費税は除きます。)を合計した金額を記載(ただし、特例計算を希望をしない工種については、事業協同組合の年間平均完成工事高を記載)。
- ・「その他」の欄には、希望する工事種別以外の工事の年間平均完成工事高を記載して下さい。ただし、建設工事以外の請負契約(測量・建設コンサルタント等)及び物品の販売等の兼業売上高は含みません。
- ・「合計」の欄には、希望する工事種別の年間平均完成工事高及びその他の工事の完成工事高の合計を記載して下さい。
なお、「合計」欄の数値は、総合評定値通知書上における各建設業法許可工事種別の年間平均完成工事高を足し合わせた「合計」数値と合わない場合(経審の端数処理の関係)がありますが、本申請書様式①-2の「合計」数値は、単純に各希望工事種別の年間平均完成工事高を足し合わせた数値を記載して下さい。また、建設業許可工事種別で「板金工事」、「ガラス工事」を保有している場合は、当該工種の完成工事高はその他に計上して下さい。

※消費税を含まない金額を記載して下さい。

※年間平均完成工事高は、当社との契約の実績の有無に関わらず、総合評定値

通知書の完成工事高の2年ないし3年平均の欄から金額を拾って記載して下さい。

※「総合評定値通知書」に記載されている一つの年間平均完成工事高を、幾つかの登録を希望する工事種別に分割して申請する場合及び「総合評定値通知書」に記載されている幾つかの完成工事高を登録を希望する一つの工事種別に合算して申請する場合には、「工事分割内訳表」(50ページ参照)の提出が必要になるので注意して下さい。

※実績がない工事種別を希望する場合には、「0」を記載して下さい。

※当該希望工事種別において年間平均完成工事高が「0」であっても、当該希望工事種別に対応する建設業法の建設工事の種類について、建設業の許可を受けており、かつ経営事項審査を受けていれば、希望することは可能です。

※文書郵送方式において、誤記載、記入漏れがあると不受理となる場合がありますので注意して下さい。

2) 工事分割内訳表 [様式②] (※必要な場合のみ)

総合評定値通知書に記載されている一つの年間平均完成工事高を幾つかの登録を希望する工事種別に分割して申請する場合。又は総合評定値通知書に記載されている幾つかの年間平均完成工事高を登録を希望する一つの工事種別に合算して申請する場合に提出が必要です。

「工事分割内訳表」には、次により記載して下さい。

- ① 事業協同組合及び各審査対象者の年間平均完成工事高を合計した金額を記載して下さい。
- ② 単位は千円とし、年間平均完成工事高を記載して下さい。
- ③ 記載する各希望工事種別の年間平均完成工事高は、「総合評定値通知書」における数値と一致させて下さい。
- ④ 工事分割内訳表の「合計」と様式①-2の「合計」を一致させて下さい。
- ⑤ この工事分割内訳表の各希望工事種別の年間平均完成工事高を足し合わせた「合計」数値は、総合評定値通知書上における各建設業法許可工事種別の年間平均完成工事高を足し合わせた「合計」数値と合わない場合がありますが、この工事分割内訳表における各希望工事種別の年間平均完成工事高を足し合わせた「合計」数値は、単純に各希望工事種別の年間平均完成工事高を足し合わせた数値を記載して下さい。

- ⑥ 経営事項審査における「土木一式工事」の内訳の「プレストレスト・コンクリート工事」の年間平均完成工事高は、「PC橋上部工工事」と「保全土木工事」のみに分割できるものとします。
- ⑦ 経営事項審査における「とび・土工・コンクリート工事」の内訳の「法面処理工事」の年間平均完成工事高は、「のり面処理工事」と「保全土木工事」のみに分割できるものとします。
- ⑧ 経営事項審査における「鋼構造物工事」の内訳の「鋼橋上部工事」の年間平均完成工事高は、「鋼橋上部工工事」と「保全土木工事」のみに分割できるものとします。

3) 業態調書 [様式③]

「有資格技術職員内訳」には、次により記載して下さい。

- ① 事業協同組合及び各審査対象者の有資格技術職員数を合計した人数を記載して下さい。
- ② 総合評定値通知書の基になった経営規模等評価申請書〈別紙二〉の技術者名簿から集計して、転記してください。
- ③ 様式に記載されている資格に該当する方について、それぞれの資格別に人数を右詰めで記載してください。様式に記載されている資格以外に該当する方については、記載しないでください。

なお、1人で2以上の資格を有している場合は、それぞれの資格に重複して計上できませんが、技術士以外の資格で1級及び2級の資格を有している方は、1級の欄のみに計上してください。

- ④ 「合計」の欄には、検定種目等の区分ごとに記載した人数の合計（単純に合計したもの）を記載してください。
- ⑤ 「実人数」の欄には、検定種目等の区分ごとに記載した人数の実人数を記載してください。

※ 必然的に「実人数」は「合計」の人数以下になります。

- ⑥ 「監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の所持者数」の欄には、技術者名簿〈別紙二〉の「資格者証交付番号欄に同交付番号が記載されている技術者のうち、監理技術者講習修了証を所持している技術者を集計し、合計人数を記載してください。（(イ)の「合計」には含みません。）
- ⑦ 「登録基幹技能者講習修了証の所持者数」の欄には、建設業施行規則第

18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能講習を修了した者であつて、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者をいい、労務者又はこれに準ずるものをのぞき、建設業に従事する者に限定して、人数を記載してください。（(イ)の「合計」には含みません。）

「希望する工事の内容」には、次により記載して下さい。

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）様式①－2において土木工事、電気工事、交通情報設備工事、機械設備工事、塗装工事、保全土木工事及び保全施設工事のうち、いずれかを希望工事種別とされる場合は、当該希望工事種別ごとに希望する工事の順位を記載して下さい。また、その際記載していただく工事種別は、様式①－2で記載した希望工事種別と一致させてください。

① 「土木工事」における「工事内容」欄には、希望する工事の内容を下表から選択し、対応するコードを、希望順に第3位まで記載して下さい。

コード	希望する工事の内容	工事の具体例
A	道路土工	擁壁、カルバート等コンクリート構造物、道路土工等の工事
B	構造物	RC橋、橋梁下部等のコンクリート構造物、ニューマチックケーソン、オープンケーソン、土留め・仮締切、鋼管矢板基礎、既成杭、地中連続壁等の工事、構造物撤去工事
C	トンネル	トンネル工事（共同溝、下水道用トンネルを除く。）

② 「電気工事」における「工事内容」欄には、希望する工事の内容を下表から選択し、対応するコードを、希望順に第2位まで記載して下さい。

コード	希望する工事の内容	工事の具体例
A	道路等電気設備	道路等の照明設備、配電線設備等の工事
B	建築電気設備	建築物の電灯、コンセント、動力、受変電電気時計、拡声、表示、火災報知、電話、情報、避雷、テレビ受信設備等の設備工事

- ③ 「交通情報設備工事」における「工事内容」欄には、希望する工事の内容を下表から選択し、対応するコードを、希望順に第5位まで記載して下さい。

コード	希望する工事の内容	工事の具体例
A	無線通信設備、トンネル内ラジオ再放送設備、ハイウェイラジオ設備	多重無線通信設備、端局設備、衛星通信設備、移動体通信設備、交換設備、トンネル内ラジオ再放送設備、ハイウェイラジオ設備、トンネル内拡声放送設備等工事
B	可変表示設備	可変表示設備、信号機設備等工事
C	交通量計測設備	交通量計測設備工事
D	路車間情報通信設備	路車間情報通信設備工事
E	その他の交通情報設備	画像伝達・処理設備、気象観測設備、自動料金收受設備等工事

- ④ 「機械設備工事」における「工事内容」欄には、希望する工事の内容を下表から選択し、対応するコードを、希望順に第3位まで記載して下さい。

コード	希望する工事の内容	工事の具体例
A	建築設備	給排水設備、汚水処理設備、エレベーター設備等の工事
B	維持管理用設備	橋梁点検補修用作業車、凍結防止設備等の工事
C	交通管理用設備	軸重計、車重計等の設備工事

- ⑤ 「塗装工事」における「工事内容」欄には、希望する工事の内容を下表から選択し、対応するコードを、希望順に第2位まで記載して下さい。

コード	希望する工事の内容	工事の具体例
A	鋼橋塗装	鋼橋及び鋼製橋脚の塗替塗装
B	その他の塗装	上記以外の塗替塗装

- ⑥ 「保全土木工事」における「工事内容」欄には、希望する工事の内容を下
表から選択し、対応するコードを、希望順に第5位まで記載して下さい。
(72ページ別表2「希望工事種別と工事の内容及び建設業法の建設工事
(許可)の種類対応表)を参照)

コード	希望する工事の内容	工事の具体例
A	舗装補修	舗装の維持修繕工事
B	交通安全施設補修	防護柵、標識等の交通安全施設、交通管理施設の維持修繕工事
C	橋梁補修	橋梁上下部工、橋梁付属物工の維持修繕工事
D	その他補修	土工、のり面処理、造園、遮音壁、排水構造物等の維持修繕工事
E	維持作業	道路の清掃作業、植栽作業、雪氷対策等の維持作業

- ⑦ 「保全施設工事」における「工事内容」欄には、希望する工事の内容を
下表から選択し、対応するコードを、希望順に第4位まで記載して下さい。
(72ページ別表2「希望工事種別と工事の内容及び建設業法の建設工事
(許可)の種類対応表)を参照)

コード	希望する工事の内容	工事の具体例
A	建築施設補修	建築施設(事務所の社屋、料金所、公衆便所、周辺の機械施設を含む)の維持修繕工事及び維持作業
B	電気設備補修	電気設備(道路照明、視線誘導施設等を含む)、受配電設備の維持修繕工事及び維持作業
C	通信設備補修	通信設備、遠方監視制御設備、交通情報設備の維持修繕工事及び維持作業
D	機械設備補修	機械設備、トンネル非常用設備、トンネル換気設備の維持修繕工事及び維持作業

4) 営業所一覧表 [様式④]

- ① 「名称」欄には、次により記載して下さい。
・ 事業協同組合の営業所を記載して下さい。
- ② 「所在地」欄には、次により記載して下さい。

- ・ 営業所の所在地を左詰めで都道府県名から記載して下さい。
 - ・ 丁目、番地は「－(ハイフン)」により省略して記載して下さい。
- ③ 「電話番号・FAX番号」欄には、次により記載して下さい。
- ・ 上段に電話番号を、下段にFAX番号をそれぞれ左詰めで記載して下さい。
 - ・ 市外局番、市内局番及び番号は「－(ハイフン)」で区切って下さい。
 - ・ FAX番号が無い場合は、「なし」と記載して下さい。
- ④ 「建設業許可業種」欄には、「営業所名称」欄に記載した営業所に対応する経営事項審査を受けた建設業許可業種の欄に「○」印を付して下さい。
- ※建設業許可を有していても、経営事項審査を受けていない建設業許可業種には、「○」印を付さないで下さい。

5) 共同企業体調書 [様式⑤]

各欄については、次により記載して下さい。

- ① 「技術職員数」欄には、総合評定値通知書の「技術職員数」欄に記載されている建設工事のうち希望する業種に係る技術職員数を、「1級」、「講習受講」、「基幹」、「2級」及び「その他」の「①」から順にそれぞれ事業者ごとに転記し、「①」以降の各欄の合計数値を「計」欄に記入して下さい。
- なお、官公需適格組合の場合は、組合の数値を「①」の欄に記入し、「②」以降に審査対象事業者の数値を記入して下さい。
- ② 「自己資本額利益額」欄には、総合評定値通知書の「自己資本額及び利益額」欄に記載されている数値を、自己資本額については上段に、利益額については下段にそれぞれ上記①と同様の要領により転記して下さい。
- ③ 「経営状況」欄には、総合評定値通知書の「経営状況」欄の「評点(Y)」欄に記載されている点数を上記①と同様の要領により転記して下さい。
- ④ 「その他の評価項目」欄には、総合評定値通知書の「その他の審査項目(社会性等)」欄の「評点(W)」欄に記載されている点数を上記①と同様の要領により転記して下さい。

6) 総合評定値通知書(写し)

事業協同組合及び審査対象者のものを提出して下さい。

※経営状況(Y)及び総合評定値(P)の記載のないものは受け付けられません。

※「経営規模等評価通知書」では受け付けられません。

※総合評定値通知書の雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証明する以下のいずれかの書類をあわせて提出して下さい。

- ・「健康保険・厚生年金保険」領収証書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」社会保険料納入証明書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
- ・「雇用保険」領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険料申請書の写し
- ・「雇用保険」雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）の写し
- ・適用除外誓約書（様式⑥）

7) 委任状（※必要な場合のみ）

26ページを参照し、委任状を作成して下さい。

8) 納税証明書（写し）

事業協同組合分を提出して下さい。

審査対象者分は、12)を参照。

詳細については、単体申請と同様のため、25ページ以降を参照

9) 審査対象者の建設業の許可番号、住所、電話番号、商号又は名称及び代表者氏名を記載した書類

様式は任意で構いません。

ただし、2以上の希望工事種別について特例扱いを希望する場合で、すべての希望工事種別の審査対象者が同じでないときは、次のような審査対象者一覧表を提出して下さい。

(例)

建設業の 許可番号 (8桁)	審査対象者		特例扱いを希望する申請 工事種別			
	商号又は名称 代表者氏名	住所・電話 番号	〇〇 工事	〇〇 工事	〇〇 工事	〇〇 工事
	〇〇〇建設(株) 代表取締役 〇 〇 〇 〇	〇〇県〇〇 市…………… …………… ……	〇	〇	〇	〇
	(株) 〇 〇 組 代表取締役社長 〇 〇 〇 〇 〇	〇〇県〇〇 郡〇〇町… …………… ……………	〇	—	〇	〇
	(株) 〇 〇 建設 取締役社長 〇 〇 〇 〇	〇〇県〇〇 市…………… …………… ……………	〇	〇	〇	〇

※ 「特例扱いを希望する申請工事種別」の欄の「〇」は当該申請工事種別の審査対象者であること、「—」は当該申請工事種別の審査対象者ではないことを表します。

10) 役員名簿及び組合員名簿

任意の様式で提出して下さい。

11) 官公需適格組合証明書

有効期間内の官公需適格組合証明書を提出して下さい。

12) 各審査対象者の完成工事高表及び納税証明書その3等

各審査対象者の次の書類を提出して下さい。

◎ 完成工事高表

一般競争(指名競争)参加資格審査申請書の様式①-2「21 完成工事高」について記載する表(18ページ参照)

◎ 納税証明書その3等

すべての審査対象者の納税証明書その3等

詳細は25ページ以降参照

(6) 申請した事項の変更等の届出

① 変更等の届出

申請書類の提出後又は有資格業者と認定された後、11ページの変更等の届出事由が生じたときのほか、事業協同組合の特例扱いを希望する場合で、次に該当するときは、速やかに当社にその旨を一般競争(指名競争)参加資格審査申請書変更届(建設工事)(様式-⑥参照)により、変更等の届出をして下さい。

この場合、届出が官公需適格組合証明の更新を受けた旨であるときには、更新された官公需適格組合証明書の写しを併せて提出して下さい。

なお、官公需適格組合証明の有効期間を経過した後1月以内に官公需適格証明の更新を受けた旨の届出が無い場合には、官公需適格組合証明を受けていないものとして取り扱いますので、届出を忘れないように注意して下さい。

(ア)審査対象者が審査対象者の要件(45ページ参照)に該当しなくなったとき

(イ)審査対象者の住所、電話番号、商号又は名称及び代表者氏名に変更があったとき

(ウ)官公需適格組合証明が取り消されたとき

(エ)官公需適格組合証明の更新を受けたとき

② 官公需適格組合証明の内容が更新された場合等の取扱い

事業協同組合の特例扱いは、官公需適格組合証明を受けた建設工事の種類に対応する希望工事種別のうち、特例扱いを希望する希望工事種別について行うこととしています。

なお、次の場合には資格の認定を変更することがあります。

(ア)審査対象者がその要件に該当しなくなったとき

(イ)官公需適格組合証明が取り消されたとき

(ウ)官公需適格組合証明は更新されたが、証明された建設工事の種類が少なくなったとき

(エ)官公需適格組合証明の有効期間を経過した後1月以内に更新を受けた旨の届出がないとき

(7) 事業協同組合の特例扱いを希望する場合の注意事項

事業協同組合の特例扱いは、前述のとおり、事業協同組合自体の経営内容等に加え審査対象者のものも考慮して審査が行われますので、審査対象者の指定に当たっては、特例扱いを希望する希望工事種別ごとに、十分検討のうえ、審査対象者の要件を満たす構成員の中から、適切な者を指定して下さい。

第6 協業組合・企業組合の申請方法

※申請にあたっては、必ず「1. 登録申請前の確認」(3ページ)及び「3(2)申請にあたっての注意事項」(7ページ)を確認して下さい。

1. 協業組合・企業組合の資格審査

協業組合とは、「中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)」に基づき設立され、企業組合とは、「中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)」に基づき設立されたものをいいます。

協業組合及び企業組合(以下「協業組合等」といいます。)は、中小建設業者がその事業につき、協業して、施工能力の増大を図り建設工事の施工に当たることができる組織であり、ひいては中小建設業の体質の改善強化に資するものであることから、国土交通省地方整備局等の発注する工事では当分の間(設立から10年間)、申請した協業組合等が施工実績に著しく劣る場合を除き、経営事項評価点数及び技術評価点数についてそれぞれ10%加算することにより調整できることとしています。

また、協業組合等は、当社の発注する工事では経常建設共同企業体の構成員及び特定建設共同企業体の構成員となることはできません(ただし、組合員全員の競業を禁止している場合は、例外的に除きます。)ので予めご注意下さい。

2. 申請書類の提出方法

「第2 登録申請の手順 3. 申請書類の提出、受付」(5ページ)に同じ。

3. 提出書類

(1) 提出書類

提出書類は、次のとおりです。様式が定められているものは、所定の様式で作成し、表の順序で、A4版紙ファイルに綴じて提出して下さい。

《申請書類の綴じ方》

第3 会社・個人営業者の申請書及び作成の方法 1. 提出書類《申請書類の綴じ方》(14ページ)に準じて下さい。

番号	申請書類名	様式番号
①	一般競争（指名競争）参加資格申請書（建設工事）	様式①－１ 様式①－２
②	工事分割内訳表	様式②※必要な場合のみ
③	業態調書	様式③
④	営業所一覧表	様式④
⑤	総合評定値通知書（写し）	様式⑥※必要な場合のみ
⑥	納税証明書その３等（写し）	－
⑦	委任状（正）	※必要な場合のみ

※番号⑦は、行政書士等が代理申請をする場合に限り提出が必要となります。

(2) 追加提出書類

下記(A)又は(B)に該当する方は追加提出書類が必要になります。

追加提出が必要な協業組合等(A)

次のいずれにも該当する協業組合等

- ・設立から平成26年10月1日の前日までの期間が24箇月以上であること。
- ・平成24年10月1日以降に新たに組合員の加入があったこと。

《提出が必要な書類》

次に掲げる事項を記載した書類。(様式は任意)

- ① 新たに加入した組合員の加入年月日
- ② 新たに加入した組合員の商号又は名称
- ③ 新たに加入した組合員の代表者名
- ④ 新たに加入した組合員の住所及び電話番号

追加提出が必要な協業組合等(B)

次に該当する協業組合等

- ・設立から平成26年10月1日の前日までの期間が24箇月未満であること。

《提出が必要な書類》

次に掲げる事項を記載した書類。(様式は任意)

- ① 各組合員の商号又は名称
- ② 各組合員の代表者名
- ③ 各組合員の住所及び電話番号

4. 記載要領

記載する内容は、協業組合等自体のものとして下さい。

基本的に単体の申請の記載要領(15ページから27ページ)に従い記載して下さい。

① 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)[様式①-1]

15ページの記載要領にしたがって記載して下さい。

様式1-②の「21 完成工事高」の欄には、様式1-②の「21 完成工事高」の欄には、18ページの記載方法を参照のうえ、協業組合等自体の年間平均完成工事高を記載して下さい。

② 工事分割内訳表[様式②]

19ページの記載要領にしたがって記載して下さい。

「年間平均完成工事高」の欄には、協業組合等自体の年間平均完成工事高を記載して下さい。

③ 業態調書[様式③]

20ページの記載要領にしたがって記載して下さい。

「有資格技術職員内訳」の部分には、協業組合等自体の有資格技術職員数を記載して下さい。

④ 営業所一覧表[様式④](共通様式)

24ページを参照して記載して下さい。

⑤ 総合評定値通知書等の写し

25ページを参照して下さい(協業組合等自体のものを提出して下さい)。

⑥ 納税証明書その3等

25ページを参照して下さい(協業組合等自体のものを提出して下さい)。

⑦ 委任状

26ページを参照して下さい。

第7 合併等により設立された会社

1. 合併等により設立された会社の資格審査

(1) 合併等により新たに設立された会社等

合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいいます。

- ① 合併により新たに会社が設立された場合における新設会社（以下「合併新設会社」といいます。）又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社（以下「合併存続会社」といいます。）
- ② 親会社はその営業（建設業）の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社
- ③ 新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社（以下「承継譲渡会社」といいます。）の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社（以下「承継譲受会社」といいます。）
- ④ 既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者（以下「譲渡業者」といいます。）の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者（以下「譲受業者」といいます。）
- ⑤ 営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割（以下「分割」といいます。）を行った会社（以下「分割会社」といいます。）の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社（以下「分割承継会社」といいます。）

(2) 主観点数における特例

- ① 合併新設会社又は合併存続会社にあつては、それぞれ合併前の合併当時会社を一つの会社とみなして算定します。
- ② 営業（建設業）の全部を譲り受けた場合等、資格審査の取扱いにおいて合併と同等とみなし得る場合のみ、親会社と子会社、承継譲渡会社と承継譲受会社、譲渡業者と譲受業者、又は分割会社と分割承継会社を一つの会社とみなして算定します。

※ 上記2. ①及び②にあつては、主観点数以外に「施工実績」についても同様に、

合併新設会社、合併存続会社、子会社、承継譲受会社、譲受業者又は分割承継会社の施工実績とみなします。

(3) 点数加算措置

当社の有資格業者間による合併が、上記1. ①の合併新設会社又は合併存続会社並びに営業(建設業)の全部を譲受した場合等、資格審査の取扱いにおいて合併と同等と見なし得る子会社、承継譲受会社又は譲受業者の申請した希望工事種別ごとの経営事項評価点数及び技術評価点数は、合併等後の期間(合併等期日から主観的事項の審査基準日までの期間をいいます。なお、当社の審査にあつては、主観的事項の審査基準日は、平成26年10月1日となります。)が、3年未満又は3年以上5年未満の場合、それぞれ次のように加算されます。

① 3年未満の場合・・・・・・・・・・15%加算

② 3年以上5年未満・・・・・・・・・・10%加算

※ 前述のとおり、登録を希望する工事種別に対して、合併前の合併当時会社がそれぞれ当社の有資格業者であることが前提となります。

また、等級区分が設けられている工事種別にあつては、合併前の合併当時会社が同一の等級若しくは直近の等級に認定されている場合又はこれと同等と認められる場合に限られます。

※ 点数加算措置は、当該資格認定に際して、重複して適用されることはありません。例えば、主観的事項の審査基準日までの過去5年間に、複数回数にわたり合併した会社があつても、最後の合併期日を基準時として、最後の合併当時会社のみ、客観点数(経営事項評価点数)と主観点数に対して加算措置を行うこととなります。

(4) その他

① 既に合併を行っていたが、平成27・28年度以前の当社の資格審査において合併の事実について申請していなかった場合でも、平成26年10月1日から過去5年間以内に合併された会社等にあつては、希望すれば上記の適用を受けることができますので詳細については申請の際にご相談下さい。

② 合併等の後1年未満であり、合併等会社として決算を済まされていない合併等会社にあつては、点数加算措置等を希望される場合には、合併日もしくは営業譲渡日を審査基準日とする経営事項審査を受けていなければなりません。

③ 資格審査申請の際に使用する総合評定値通知は、合併日・譲渡日、分割日を基準日とした合併時経審・譲渡日経審・分割時経審が必要となります。(これらの基準

日以降に新たに経審を受けている場合を除く。)

2. 提出書類

合併等会社点数加算措置等を希望する合併等会社等については、会社及び個人営業者の場合と、次の書類の追加を除いて同様ですので、13,14ページの提出書類をご覧ください。

ただし、合併等後初めて当社の資格審査を申請される場合には、合併等後の経営事項審査を受け、かつ合併等した事実を確認できる次の書類の添付が必要です。

なお、過去の審査において当社から合併等に伴う資格の再認定を受けている会社等にあつては、必要ありません。

(1) 合併の場合

- ① 合併等契約書（写し）
- ② 合併後の登記事項説明書（写し）
- ③ 消滅会社の閉鎖登記簿（写し）または建設業廃業届（写し）

(2) 事業譲渡の場合

- ① 事業譲渡契約書（写し）
- ② 譲渡会社及び譲受会社の株主総会議事録（写し）（会社法により株主総会の承認が必要な場合にかぎる。）
- ③ 事業譲渡後の譲渡会社及び譲受会社の登記事項説明書（写し）
- ④ 譲渡会社の建設業廃業届の写し（廃業する場合に限る。）

(3) 会社分割の場合

- ① 会社分割契約書（写し）
- ② 会社分割後の分割会社及び分割承継会社の登記事項説明書（写し）
- ③ 分割会社の建設業廃業届の写し（廃業する場合に限る。）

3. 記載要領

15～27ページまでの提出書類の記載要領のほか、特に次の点に注意して記載して下さい。

また、記載する内容は、合併等後のものとしてください。

(1) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）

[様式①－1、①－2]

15～27ページの記載要領に従って記載して下さい。

「18 総職員数」の欄には、合併等後の総職員数を記載して下さい。

「19 完成工事高」の欄には、合併等後の年間平均完成工事高を記載して下さい。

(2) 工事分割内訳表 [様式②] (必要な方のみ~建設業許可工事種別を合算又は分割する方)

19ページの記載要領に従って記載して下さい。

年間平均完成工事高」の欄には、合併等後の年間平均完成工事高を記載して下さい。

(3) 業態調書 [様式③]

20ページの記載要領に従って記載してください。

「有資格技術職員内訳」の部分には、合併等後の有資格技術職員数を記載してください。

(4) 営業所一覧表 [様式④]

24ページの記載要領に従って記載して下さい。

◎ 希望工種の追加、会社更生手続き、民事再生手続きに係る資格の再認定等については、経理部会計契約課までお問い合わせください。
資格の全部又は一部取り下げについては、変更届により届出して下さい。

(参 考)

国税通則法施行規則別紙第9号様式(その3)・・・個人、法人兼用
(未納の税額のないことの証明)

※ 個人の場合・・・申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税
法人の場合・・・法人税、消費税及び地方消費税
で未納の税額がないことの証明を所轄税務署において受けてください。

納 税 証 明 書
(その3・未納税額の無い証明用)

住所(所在地)
氏名(名称)

(建設業許可番号)
(電話番号)
(FAX番号)
(担当者氏名)

税について未納の税額はありません。

第 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。
平成 年 月 日

税務署長
財務事務官

印

国税通則法施行規則別紙第9号様式（その3の2）・・・個人の場合
（「申告所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税」について未納のないことの証明）

納 税 証 明 書
（その3の2・「申告所得税及び復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額の無い証明用）

住所（所在地）
氏名（名称）

（建設業許可番号）
（電話番号）
（FAX番号）
（担当者氏名）

- 1 申告所得税及び復興特別所得税について未納の税額はありません。
- 2 消費税及地方消費税について未納の税額はありません。

以 下 余 白

第 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。
平成 年 月 日

税務署長
財務事務官

印

国税通則法施行規則別紙第9号様式（その3の3）・・・法人の場合
（「法人税と消費税及び地方消費税」について未納のないことの証明）

納 税 証 明 書
（その3の3・「法人税」及び「消費税及地方消費税」
について未納税額の無い証明用）

住所（所在地）
氏名（名称）
代表者

（建設業許可番
号）
（電話番号）
（FAX番号）
（担当者氏名）

1 法人税について未納の税額はありませ
2 消費税及地方消費税について未納の税額はありませ
ん。

以 下 余 白

第 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。
平成 年 月 日

税務署長
財務事務官

印

別表 1 希望工事種別と建設工事（許可）の種類対応表

工事種別	発注に係る主な工事内容	建設工事（許可）の種類
土木工事	道路又は鉄道（海の中における橋梁基礎等を含む。）の新設、改築、改良、災害復旧に係る土木工事	土木一式工事（土） ○ とび・土工・コンクリート工事（と） ○ 石工事（石） ○ 鉄筋工事（筋） ○ タイル・れんが・ブロック工事（タ）
鋼橋上部工工事	道路又は鉄道の災害復旧に係る鋼橋上部工工事	鋼構造物工事（鋼） ○ とび・土工・コンクリート工事（と）
PC橋上部工工事	道路又は鉄道の災害復旧に係るPC橋上部工工事	土木一式工事（土） ○ とび・土工・コンクリート工事（と）
舗装工事	道路の新設、改築、改良、災害復旧に係る舗装工事	ほ装工事（ほ）
鋼構造物工事	鋼橋上部工工事以外の新設、改築、改良、災害復旧に係る鋼構造物工事	鋼構造物工事（鋼） ○ とび・土工・コンクリート工事（と）
建築工事	事務所、社屋、料所、金所、公衆便所、車庫、住宅、汚水処理施設等、大規模修繕、改築、修繕に係る建築工事	建築一式工事（建） ○ 大工工事（大） ○ 左官工事（左） ○ とび・土工・コンクリート工事（と） ○ 石工事（石） ○ 屋根工事（屋） ○ タイル・れんが・ブロック工事（タ） ○ 内装仕上工事（内） ○ 建具工事（具） ○ 鋼構造物工事（鋼） ○ 清掃施設工事（清） ○ 防水工事（防）
電気工事	道路照明施設、電力ケーブル及び屋内配線工事、改築に係る電気工事	電気工事（電）
受配電設備工事	受配電設備、自家発電設備、無停電設備、電源機器の調整、流据付、改良に係る電気工事	電気工事（電）
通信工事	有線電気通信線路（管路を含む）の新設、改良に係る通信工事	電気通信工事（通）
遠方監視制御設備工事	遠方監視制御設備、情報交換設備、伝送設備、衛星通信設備、据付、試験、改良に係る通信工事	電気通信工事（通）
交通情報設備工	可変式道路情報板設備、	電気通信工事（通）

事	観 信 才 内 エ 情 収 事 設 象 設 通 ジ ル ウ 間 金 据 新 工 識 氣 測 線 ラ ネ イ 車 料 、 う 信 標 、 計 無 内 ン ハ 路 動 作 伴 通 制 備 量 、 ル ト 、 、 自 製 を る 規 設 通 備 ネ 、 備 備 、 器 整 係 度 機 交 設 ン 備 設 設 備 機 調 に 速 号 、 像 ト 設 送 才 設 で 験 良 式 信 備 画 、 送 放 シ 信 備 試 改 変 、 設 、 備 放 声 う 通 設 、 可 備 測 備 設 再 拡 イ 報 受 付 設	
管 工 事	給 排 水 施 設 、 ・ 設 管 給 力 入 施 散 水 設 、 汚 改 は 設 水 散 理 係 工 事 施 施 、 、 く 水 処 理 係 工 事 設 施 、 、 良 係 工 事 設 設 、 、 機 械 事 事 事 事 事	○ 管 工 事 (管) ○ 水 道 施 設 工 事 (水) 機 熱 絶 縁 工 事 (絶) 械 器 具 設 置 工 事 (機)
機 械 設 備 工 事	点 検 補 修 用 作 業 車 重 計 設 理 備 設 軸 重 計 ゴ タ 設 昇 汚 水 処 理 エ ン レ 一 ン 器 設 昇 設 備 備 備 備 備 備 備 備 備 備 備 備 付 付 付 付 付 付 付 付 付 付 付 付 設 設 設 設 設 設 設 設 設 設 設 設	○ 機 械 器 具 設 置 工 事 (機) ○ 鋼 構 造 物 工 事 (鋼) 清 掃 施 設 工 事 (清)
トンネル非常用 設備工事	道 路 ト ネ ル 用 の 火 災 報 知 設 備 水 噴 霧 設 備 消 付 設 改 良 機 器 製 作 機 事 設 改 良 係 係 係 係 係 係 係 係	消 防 施 設 工 事 (消)
トンネル換気設 備工事	ト ン ネ ル 換 気 機 器 を 機 機 設 備 製 作 工 事 器 製 作 工 事 機 械 工 事	○ 機 械 器 具 設 置 工 事 (機) ○ 鋼 構 造 物 工 事 (鋼)
塗 装 工 事	鋼 橋 等 の 塗 装 工 事	塗 装 工 事 (塗)
造 園 工 事	道 路 の 新 設 、 改 築 、 改 良 に 係 る 事 に 係 る 事 も 築 (保 全) 木 工 事 に 係 る 事 も 工 事 の 土	造 園 工 事 (園)
のり面処理工事	道 路 の り 面 の は 種 等 の 植 生 工 事 は (コ 保 全 除 除) タ ル 一 吹 付 工 事 も の を 除 除 除 除 除 除 除 係	土 木 一 式 工 事 (土) ○ と び ・ 土 工 ・ コ ン ク リ ー ト 工 事 (と) ○ 防 水 工 事 (防)
防 護 さ く 工 事	交 通 安 全 施 設 (防 護 さ げ 光 止 入 防 止 止 止 止 止 止 止 止 さ 面 等 立 入 止 止 止 止 止 止 止 止 事 保 止 入 止 止 止 止 止 止 止 止	と び ・ 土 工 ・ コ ン ク リ ー ト 工 事 (と) 鋼 構 造 物 工 事 (鋼)
遮 音 壁 工 事	遮 音 壁 の 設 置 工 事 (保 全 土 木 工 事 係 係 係 係 係 係 係 係 工 事 係 係 係 係 係 係 係 係 係 係	○ 土 木 一 式 工 事 (土) ○ 建 築 一 式 工 事 (建) ○ と び ・ 土 工 ・ コ ン ク リ ー ト 工 事 (と) ○ 鋼 構 造 物 工 事 (鋼)

		○ 石工事（石） ○ タイル・れんが・ブロック工事（タ）
標 識 工 事	道路標識（照明設備を有するものを含む）の設置工事（保全土木工事に係るものを除く）	土木一式工事（土） とび・土工・コンクリート工事（と） 鋼構造物工事（鋼） 機械器具設置工事（機）
区 画 線 工 事	道路の区画線工事	塗装工事（塗）
軌 道 工 事	軌道工事	土木一式工事（土） 鋼構造物工事（鋼） 鉄筋工事（筋） 機械器具設置工事（機）
トンネル内装工事	トンネル内装板等の設置工事	土木一式工事（土） ○ とび・土工・コンクリート工事（と） ○ タイル・れんが・ブロック工事（タ） ○ 内装仕上工事（内） ○ 板金工事（板）
※保全土木工事	道路の土木構造物に係る維持修繕工事、維持作業（清掃、植栽、雪氷対策、災害復旧等の作業）	土木一式工事（土） ○ とび・土工・コンクリート工事（と） ○ 鋼構造物工事（鋼） ○ ほ装工事（ほ） ○ 造園工事（園） ○ 防水工事（防） ○ 石工事（石） ○ タイル・れんが・ブロック工事（タ）
※保全施設工事	道路の電気・通信施設、建築施設、維持修繕作業（清掃等の作業）	○ 電気工事（電） ○ 電気通信工事（通） ○ 建築一式工事（建） ○ 機械器具設置工事（機） ○ 鋼構造物工事（鋼） ○ 管工事（管） ○ 水道施設工事（水） ○ 消防施設工事（消） ○ 熱絶縁工事（絶） ○ とび・土工・コンクリート工事（と） ○ 石工事（石） ○ タイル・れんが・ブロック工事（タ） ○ 防水工事（防） ○ 内装仕上工事（内） ○ 建具工事（具）

(注) (1) ○印を付した建設工事（許可）の種類に該当する方は、各工事種別のうち当該○印を付した建設工事（許可）の種類に係る単体工事のみを受注できます。

(2) 工事種別に含まれる改良工事、維持修繕工事、維持作業の定義は、次のとおりです。

- ① 改良工事とは、道路の機能更新または機能向上若しくは施設を新たに設置する工事をいいます。
- ② 維持修繕工事とは、道路又は施設の部分的な補修、取替等の工事をいいます。
- ③ 維持作業とは、道路又は施設の清掃作業その他道路の維持に関する作業をいいます。

別表 2

希望工事種別と工事の内容及び建設業法の建設工事（許可）の種類対応表

希望工事種別	希望する工事の内容	建設工事（許可）の種類
保全土木工事	A. 舗装補修	ほ装工事
	B. 交通安全施設補修	とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事、土木一式工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事
	C. 橋梁補修	とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事、土木一式工事
	D. その他補修	土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事、造園工事、防水工事、鋼構造物工事
	E. 維持作業	
保全施設工事	A. 建築施設補修	建築一式工事・鋼構造物工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事、防水工事、内装仕上工事、建具工事、清掃施設工事、管工事、水道施設工事、熱絶縁工事、機械器具設置工事
	B. 電気設備補修	電気工事
	C. 通信設備補修	電気通信工事
	D. 機械設備補修	機械器具設置工事、鋼構造物工事、消防施設工事